

【史料ノート】

幕末維新期の「琉球情報」に関する史料学的研究 Ⅲ －「尚家文書」に見る「評定所文書」関係記事（「異国船関係資料」を中心に）－

栗 野 慎一郎

（元琉球王国評定所文書編集嘱託員）

1 はじめに

本研究は、『琉球王国評定所文書』と他史料群の関係を探り、琉球王国の文書行政の実像を明らかにするとともに、首里城北殿で管理されてきた原「評定所文書」の内実と首里王府の文書群の全体像を探索することを目的としている。

前稿でも指摘したように、那覇市が所蔵する「尚家文書」には『琉球王国評定所文書』と関連性が高い史料群が多数含まれている⁽¹⁾。

だが、「尚家文書」については、複写製本化にともなう公開が始まったばかりであり、その基礎研究がようやく端緒についた段階である⁽²⁾。

本稿では、これまで蓄積されてきた「尚家文書」の史料学的な研究成果、とりわけ「尚家文書」の目録に関する研究成果にもとづき、「尚家文書」と「評定所文書」の関係について整理を行う。ただし、今回は「尚家文書」目録に関する若干の問題を扱うとともに、幕末維新期の「琉球情報」という研究テーマに沿い、「異国船関係資料」を中心とした整理を行うに留まる。

2 「尚家文書」（尚家継承古文書）について

「尚家文書」（尚家継承古文書）とは、琉球王国の国王家である尚家に伝来・保存・継承されてきた文書記録類の総称である⁽³⁾。

ここで、現在までの「尚家文書」の歴史を簡単に振り返っておこう。

明治12年3月の「琉球処分」（沖縄県設置）に際して、それまで首里城内外の官衙や各部署で活用また保存されてきた膨大な文書記録類がいくつかの文書群に分割され、その後は分散した状態で保管されるに至った⁽⁴⁾。「琉球処分」後の首里王府文書の概要を示すと、松田処分官らによって「封緘」を施されたのちに秘密裏に東京に運ばれた文書類が約2千冊（「評定所文書」）、中城御殿に移管された文書類が、家譜資料を含め約5千冊（「尚家文書」）、誕生したばかりの沖縄県に引き取られ、その後、戦前の沖縄県立沖縄図書館の蔵書となった文書記録類が約5千冊である⁽⁵⁾。

明治43年6月14日、東恩納寛惇が『尚泰侯実録』編纂の目的で尚家の沖縄邸（中城御殿）に資料送付の伺いを立て、「文政年間以降ノ書籍」565冊を当時の東京府東京市麹町区富士見町にあった尚家の東京本邸に運ばせた。以来「尚家文書」は沖縄邸と東京邸に分割して保存されることになる。

大正12年9月1日の関東大震災で内務省に保管されていた「評定所文書」約2千点が焼失した。他機関に貸し出されていた一部の原本は焼失をまぬがれたが、現在伝えられている原本史料は25点のみである。このほかに、大学関係の研究者によって写本が作成されていたが、本文を有する写本は現在、

東京大学法学部法制史資料室が所蔵する128冊である。

沖縄戦のさなか、昭和20年4月以降のたび重なる空襲により、中城御殿（沖縄尚家邸）と久米町内兼久山に移転していた沖縄県立沖縄図書館が焼失した。中城御殿の「尚家資料」の多くは焼失をまぬがれたとも言われているが、「おもろさうし」（尚家本）「琉球国惣絵図」などの一部の資料を除き、現在も行方不明である。沖縄県立沖縄図書館所蔵の文書記録類は羽地村源河に資料疎開が図られていたが、疎開実現前に空襲に遭い焼失した⁽⁶⁾。

平成7年9月、尚家で継承されてきた1341点の古文書（尚家東京本邸所蔵の「尚家継承古文書」）が那覇市に贈与され、整備が進められた。

平成10年度から14年度まで、文化庁国庫補助事業史料調査として、「尚家関係資料総合調査」が実施され、調査の成果報告書である『尚家関係資料総合調査報告書Ⅰ 古文書篇』『尚家関係資料総合調査報告書Ⅱ 美術工芸篇』が平成15年3月に刊行された。

平成18年6月、「尚家継承古文書」1166点が、美術工芸品85点とともに国宝に指定された。

3 「尚家文書」の目録について

「首里王府文書」散逸のきっかけとなった明治12年の「琉球処分」から現在までに、「尚家文書」に関する複数の目録が作成されている。これらの目録について詳細に調査を施し史料学的な見地から分析した堀口修氏の論文⁽⁷⁾によると、明治期から2002年までに9種類の目録が作成されたという。

翌年に刊行された那覇市の『尚家関係資料総合調査報告書Ⅰ』所収の外間政明氏の論文⁽⁸⁾も、この見方と分類を踏襲している。

上記二氏の論文を参考に、ここで「尚家文書」の目録について整理しておこう。

表1は、主に上記2氏の情報に基づき、2002年までに作成された各種の「尚家文書」目録の特徴を一覧化したものである。

表1 「尚家文書」目録比較表

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
原題	不明	不明	「尚侯爵家所蔵図書目録」	不明	「侯爵尚家蔵書目録」	「御蔵本目録」「書籍目録」「改正書籍目録」	「尚侯爵東京本邸蔵書目録」	「御蔵本目録」	「尚家文書類目録」
所在確認	×	×	○	×	○	○	○	○	刊本
堀口論文	「沖縄御邸本」	「東恩納本」	「維新史料本」	「東京邸本」	「臨帝本」	「鎌倉本」	「史料編纂所本」	「赤木文庫本」	「松本本」
外間論文	「御蔵本目録」	「書籍目録」	「尚侯爵家所蔵図書目録」	「改正書籍目録」	「侯爵尚家蔵書目録」	「書籍目録(尚家蔵)(鎌倉芳太郎ノート)」	「尚侯爵東京本邸蔵書目録」	『御蔵本目録』(赤木文庫)	『古文書等緊急調査報告書』
作成年月日	明治43年9月	明治43年9月	大正9年4月14日	大正9年9月	大正11年3月	大正13～15年or昭和2・3年	昭和4年9月	昭和7年or8・9年	昭和48年度
作成者・機関	不明(尚家沖縄邸か)	不明(東恩納寛惇氏か)	維新史料編纂会	不明(尚家東京邸か)	臨時帝室編纂局	鎌倉芳太郎氏(筆写)	東京大学史料編纂所	横山重氏(推定)	沖縄県教育委員会
元所蔵機関	尚家沖縄邸(中城御殿)か	東恩納寛惇氏か	維新史料編纂会	尚家東京邸か	臨時帝室編纂局	鎌倉芳太郎氏	東京大学史料編纂所	横山重氏	—
現所蔵機関	不明	不明	東京大学史料編纂所	不明	宮内庁書陵部	沖縄県立芸術大学	東京大学史料編纂所	法政大学沖縄文化研究所	—
備考	所在未確認	所在未確認	維新史料引継本	所在未確認	内題「御蔵本目録 尚家」	「御蔵本目録」「書籍目録」が9の刊本に収録、「尚家蔵書目録」として沖縄県立図書館が複写本を所蔵	琉大図・沖縄県図・浦添市図が複写本を所蔵	昭和58年3月、影印本を出版	刊行本

表1の1～8は、沖縄戦以前に作成された目録である。

表1の9は、沖縄戦後に作成され、現在の「尚家継承古文書」の内容を反映するものである。

本稿では、沖縄戦以前に存在した尚家継承の古文書類全体を旧「尚家文書」、沖縄戦以後の現存資料を現「尚家文書」と呼ぶことにしたい。

表1の1～8の目録の具体的な内容については、堀口・外間両氏の論文を参照していただきたい⁽⁹⁾。

一方、堀口氏の論文が発表された2002年以後に以下の3種の目録が作成されている。これら3種の目録を、それ以前に作成された「尚家文書」の目録と区別する意味で、「新目録」と称したい。

3種の「新目録」は、既に述べたように、平成10～14年に実施された同一の調査をもとに作成されており、基本的には同一種類の目録と見なすことができる。だが、以下で言及するように、目録間で記述の異同もあり、実際には区別して扱う必要がある。そこで本稿では、下記のように、これらの目録を新目録A・B・Cと名付けて区別することにしたい。

- ・「尚家継承古文書目録」⁽¹⁰⁾ (2003年) ……新目録A
- ・「琉球国王尚家関係資料目録」⁽¹¹⁾ (2006年) ……新目録B
- ・「尚家文書目録（撮影複製）篇」⁽¹²⁾ (2008年) ……新目録C

新目録B・Cは新目録Aをベースに作成されており、文書番号も同一である。

ただし、新目録Aに記載された全1341件のうち、新目録Bは国宝に指定された1166点についてのみ記載している。具体的には目録番号1022～1040、1154～1195、1277～1341の計125点の情報が省かれている。また、新目録Bでは目録番号671・672が欠番となっている。これは671・672が目録番号334・335と同一文書と見られることから、新目録Aが作成された最初の調査時点で誤って二重にカウントされたものと思われる。後日誤りが発見され、新目録Bの編集時に訂正されたものと判断される。新目録Cは新目録Aの1341件を、目録番号671・672を含めすべて掲載している。

また、新目録Bと新目録Aでは、いくつかの点で、編集上および体裁上の差異がある。

新目録Bには、通し番号としての目録番号のほかに、分類項目ごとの番号が振られている。また、分類項目そのものも、新目録Aにあった9項目のうち「7. 琉球処分関係資料」「8. 東京関係資料」が一つにまとめられ「琉球処分および東京関係資料」に変更されている。

体裁面では、新目録Aでは、^{がってつ}合綴された一連の文書がそれぞれに連続番号が付され独立した別個の文書として扱われていたのにたいし、新目録Bでは、目録番号はそのままだが、新たに振られた分類項目ごとの番号では一つにまとめられている箇所がある。366～379や731～741などである。

全体的に、新目録Bでは、新目録Aと比べ「備考」欄の充実が図られている。

また、新目録Bでは、新目録Aと記載内容において異同や変更が見られる。

たとえば「政務・財政関係資料」のグループに分類された507番文書は、新目録Aでは「内題」欄が「記載なし」、「所管」欄は「不詳」とされていたが、新目録Bでは、「内題」欄に「咸豊拾老年ヨリ同治五年寅迄／寺領帳／評定所」という記載が見られ、「所管」欄が「評定所」に変更されている。

また、同じく「政務・財政関係資料」のうち、471～474の「御書院日記」については、新目録Aでは「所管」欄が471のみ「(御書院)」となっていたのにたいし、新目録Bでは471～474の4文書とも「所管」欄が「(御書院)」に変更されている。

逆の例では、「東京関係」に分類された目録番号1071は、新目録Aで「所管」欄が「(御近習方)」

であったのにたいし、新目録Bでは「所管」欄が「不詳」に変更されている。

新目録Cは、新目録Aの体裁を踏襲しているが、「撮影製本」の項目が新たに付加されている。

4 尚家目録に見る「評定所文書」

2002年以後に作成された上記3種の「新目録」は、内容において、「旧目録」（表1の9種の目録）に比較してはるかに情報量が多く、画期的な内容と言える。とりわけ、史料の原所蔵先を想定・不詳案件を含め「所管」欄に明示した点に、これら新目録の優れた特徴がある。

ここで、新目録A・Bの「所管」欄の情報に注目して、現「尚家文書」が、ひいては旧「尚家文書」が首里王府の官衙・部署の中でどのような構成を持っていたのか、「首里王府文書」全体の構成の問題を含めて検討したい。また、その「所管」欄の内容を検討することで「尚家文書」と「評定所文書」の関係の問題に、内容構成の面からアプローチしたいと考えた。

上記、新目録A・Bの「所管」欄の情報に基づき、表2を作成した。

ここで、新目録A・Bとも「所管」欄に丸括弧なしで表記されているものは史料表紙に所管部署名が明記されているもの、丸括弧付きで表記されているものは所管部署名が明記されていないものの、そのように想定されるものである。表2では、丸括弧なし・丸括弧付き両方を同等にカウントした。

最初に、新目録Aの記載に基づき「所管」欄の部署別の数値をカウントしたが、のちに新目録Bの情報と照らし合わせて、その記載事項の変更や修正内容を反映させた。したがって、表2の数値には最終的には、新目録Bの情報が反映している。

新目録A・Bの記載にしたがい、「尚家文書」の「所管」別リスト（表2）を簡易作成してみると、全1341件から「琉球処分関係」「琉球処分関係（一紙文書）」「東京関係」「典籍・版本・刊本」を除いた636件のうち、「評定所」所管文書が250件ある⁽¹³⁾。これは全体の約39%に上る。

表2 尚家文書目録（新目録）に見る所管別文書点数

分類	評定所	帳当座	御書院	下庫理	不詳	その他	全体
尚王家関係	8	0	0	6	21	16	51
冠船関係	81	5	4	5	14	97	203
進貢・接貢船関係	17	7	0	0	12	5	41
琉球・薩摩関係	11	12	7	2	45	32	109
政務・財政関係	90	4	4	1	39	38	176
異国船関係	43	0	0	0	11	2	56
小計	250	28	15	14	142	187	636
琉球処分関係 （一紙文書除く）	14	3	0	0	44	78	139
東京関係	0	0	—	—	6	149	155
典籍・版本・刊本	2	0	—	—	102	42	146
合計	266	31	15	14	294	456	1076
一紙文書							(265)
合計							1341

以下、「帳当座」28件（約4%）、「御書院」15件（約2%）、「下庫理」14件（約2%）、「不詳」142件（約22%）となり、「尚家文書」を構成する主な「所管」先の構成がわかる⁽¹⁴⁾。

「尚家文書」の新目録は「評定所文書」の目録（「旧琉球藩評定所書類目録」）と比較しても情報量が多く、史料全体の原所蔵先のおおまかな分布がわかる内容となっている。

5 尚家目録に見る「異国船関係資料」について

以下に、「尚家文書」新目録の「異国船関係資料」について、表3と表4を作成した。

表3 新・旧各目録に見る「評定所文書」「尚家文書」対照表（異国船関係）

西暦	中国暦	日本暦	干支	評・異	旧目録・異	新目録・異	主な出来事
1840	道光20	天保11	庚子				アヘン戦争勃発(5)
1841	21	12	辛丑				
1842	22	13	壬寅		異1	619	南京条約締結(8)
1843	23	14	癸卯		異2	619・620	
1844	24	弘化 1	甲辰	(4)	異2	581・619	仏艦アルクメーヌ号来航・フォルカード逗留(3)
1845	25	2	乙巳	(2)	異2	619	
1846	26	3	丙午	1(21)	異6	619・621・622・624・625・626	英船スターリング号来航・ベッテルハイム逗留(4)
1847	27	4	丁未	4	異3	582・619・627	
1848	28	嘉永 1	戊申	3(2)	異2	582・619・627	調所広郷自殺(12)
1849	29	2	己酉	5(2)	異3	583・619・628	
1850	30	3	庚戌	(4)	異2	619・628	太平天国の乱起る(10)
1851	咸豊 1	4	辛亥	3(5)	異3	584・623・628	ジョン万次郎来着(1)、島津斉彬襲家(2)
1852	2	5	壬子	1(6)	異4	585・628・629	
1853	3	6	癸丑	9(6)	異13	586・587・588・628 内602-11(10冊)	太平軍南京占領(3)、ペリー浦賀来航(7)、上海で小刀会蜂起(9)、クリミア戦争起る(10)
1854	4	安政 1	甲寅	8	異9	589・590・591・592・630 内612-6(5冊)	神奈川条約締結(3)、琉米条約(6)、蒸気船購入の密命(9)、日本大地震(11)、
1855	5	2	乙卯	4(3)	異2	593・630・631	江戸大地震(10)、琉仏条約(10)
1856	6	3	丙辰	5(2)	異5	594・595・630・631・634・635	クリミア戦争終結(3)、アロー号事件＝第2次アヘン戦争起る(10)
1857	7	4	丁巳	1(1)	異2	596・597・630・631・632	セボイの反乱
1858	8	5	戊午	2(1)	異2	598・632	天津条約(6)、下田条約(7)、島津斉彬死去(7)、安政の大獄(10)
1859	9	6	己未	(1)	異2	632・636	
1860	10	万延 1	庚申	1	異1		桜田門外の変(3)、北京条約締結(10)
1861	11	文久 1	辛酉	(2)	異1		南北戦争勃発(4)
1862	同治 1	2	壬戌	(2)	異1	599	仏人帰国(8)
1863	2	3	癸亥	(1)	異1	599	下関砲撃事件(5)、薩英戦争(7)、
1864	3	元治 1	甲子		異1	599	禁門の変(7)、太平天国の乱終結(7)、下関戦争(8)
1865	4	慶応 1	乙丑				
1866	5	2	丙寅				
1867	6	3	丁卯				大政奉還(10)、王政復古の号令(12)
1868	7	明治 1	戊辰		異1	600	戊辰戦争勃発＝鳥羽伏見の戦(1)、江戸開城(4)、明治改元(9)
1869	8	2	己巳				版籍奉還(6)、官制改革(7)
1870	9	3	庚午				
1871	10	4	辛未				台湾遭害事件(10)
1872	11	5	壬申				維新慶賀使派遣(7)、琉球藩設置(9)、太陽暦採用(11)
1873	12	6	癸酉				
1874	13	7	甲戌				台湾出兵(4～12)
1875	光緒 1	8	乙亥				松田処分官来琉(7)
1876	2	9	丙子		異1	601	
1877	3	10	丁丑				西南戦争(2～9)
1878	4	11	戊寅				
1879	5	12	己卯				首里城明け渡し(3)、沖縄県設置(4)

表4 異国船関係資料（尚家目録）

No.	新目録	旧目録	新題	旧題(原題)	西暦	中国暦	和暦	所管
1	581	526-1	異国日記	異国人より差出候文并異国人江差遣候文之大意	1844	道光24	弘化1	(評)
2	582	526-3カ	異国日記	不明	1847・8カ	27	4	(評)
3	583	526-4	異国日記	英人逗留付那覇ニ而之日記	1849	29	嘉永2	評
4	584	526-5	異国日記	不明	1851	咸豊 1	4	(評)
5	585	526-6	異国日記	英人逗留付那覇ニ而之日記	1852	2	5	評
6	586	526-7・9カ	異国日記	亜船来着ニ付那覇ニ而之日記	1853	3	6	評
7	587		異国日記	不明	1853	3	6	(評)
8	588		異国日記	不明	1853	3	6	(評)
9	589	526-10	異国日記	亜船来着ニ付着場〔日記〕	1854	4	安政1	評
10	590	526-11	異国日記	亜国商船並魯国船来着ニ付着場日記	1854	4	1	(評)
11	591	526-12	異国日記	亜船来着ニ付着場日〔記〕	1854	4	1	(評)
12	592	526-13	異国日記	異国一件大和江御届控	1854	4	1	(評)
13	593	526-14	異国日記	異国船那覇沖汐懸付日記	1855	5	2	(評)
14	594	526-15	異国日記	不明	1856	6	3	(評)
15	595	526-16	異国日記	仏朗西船来着那覇ニ而之日記	1856	6	3	評
16	596	526-2カ	異国日記	不明	1857	7	4	(評)
17	597	526-17	異国日記	不明	1857	7	4	(評)
18	598	526-18	異国日記	仏人逗留ニ付那覇ニ而之日記	1858	8	5	評
19	599	526-19	異国日記	不明	1862	同治 1	文久2	(評)
20	600	526-20	異国日記	異国船来着日記	1868	7	明治1	(評)
21	601	526-21	異国日記	独乙船若狭町兼久沖来着付着場日記	1876	光緒 2	9	評
22	602	527-1	内務省文書(朱書) 異国日記一	亜船来着并天久寺止宿之亜人唐人等日記	1853	咸豊 3	嘉永6	(評)
23	603	527-2	内務省文書(朱書) 異国日記二	亜人成行御国許江御届之扣	1853	3	6	(評)
24	604	527-3	内務省文書(朱書) 異国日記三	亜米利駕国船来着亜人天久寺江止宿付泊ニ而之日記	1853	3	6	(評)
25	605	527-4	内務省文書(朱書) 異国日記四		1853	3	6	(評)
26	606	527-5	内務省文書(朱書) 異国日記五	亜船来着ニ付那覇ニ而之日記	1853	3	6	(評)
27	607	527-6	内務省文書(朱書) 異国日記六	亜船来着并天久寺止宿之亜人唐人等日記	1853	3	6	(評)
28	608	527-7	内務省文書(朱書) 異国日記七		1853	3	6	(評)
29	609	527-8	内務省文書(朱書) 異国日記八		1853	3	6	(評)
30	610	527-9	内務省文書(朱書) 異国日記九	亜船来着ニ付日記	1853	3	6	(評)
31	611	527-10	内務省文書(朱書) 異国日記十		1853	3	6	(評)
32	612	527-11	内務省文書(朱書) 異国日記十一		1854	4	安政1	(評異)
33	613	527-12	内務省文書(朱書) 異国日記十二	但天久寺止宿之亜人等引取候成行等籠ル	1854	4	1	(評)
34	614	527-13	内務省文書(朱書) 異国日記十三	亜船来着日記	1854	4	1	(評)
35	615	527-14	内務省文書(朱書) 異国日記十四	亜船来着ニ付那覇ニ而之日記	1854	4	1	(評)
36	616	527-15	内務省文書(朱書) 異国日記十五	亜船来着付守衛方江御届申上候写	1854	4	1	(評異)
37	617	528	異国方 従前代例寄	不明(例寄カ)	1717	康熙 56	享保2	(評)
38	618	530	異国御用帳	阿蘭陀 異国方御用帳写	1836	道光 16	天保7	(評)
39	619	531	特になし	異国人より差出候文并異国人江差遣候文之大意	1842-50	22-30	天保14-嘉永3	(評)
40	620	532カ	特になし	異国一件 唐より御問合拔書	1843	23	天保15	異
41	621	533	異国一件御内用日記	異国一件御内用日記	1846	26	弘化3	評
42	622	534	異国一件案書	案書 異国一件	1846	26	3	評
43	623	539	異国一件案書	案書 異国一件	1851	咸豊 1	6	不詳
44	624	535	旧題に同じ	辞仏国要和好稟	1846	道光 26	3	不詳
45	625	536	旧題に同じ	辞仏国請和好交易咨	1846	26	3	不詳
46	626	537	旧題に同じ	辞仏国総兵要和好稟	1846	26	3	不詳
47	627	538	旧題に同じ	異国人江返答之心得	1847-48	27-28	弘化4-嘉永1	異
48	628	540	伯徳令其他往復文	伯徳令并異国人等より往復文	1849-53	道光29-咸豊3	嘉永2-6	不詳
49	629	541	特になし	不明	1852	咸豊 2	嘉永2	不詳
50	630	543	旧題に同じ	異国一件大和江御届控	1854-57	咸豊4-7	安政1-4	不詳
51	631				1855-57	咸豊5-7	2-4	不詳
52	632				1857-59	咸豊7-9	4-6	不詳
53	633	529	異国一件大和江御届控 別	漂着異国人取扱向之次第拔書他	不明	不明	不明	(評)
54	634	542	条書	北亜米利幹合衆国和約ノ条々互ニ取替日記	1856	咸豊 6	安政3	不詳
55	635	380カ	条書	琉球国北亜米利幹合衆国和約之簡条書	1856	6	3	不詳
56	636	544	英人介抱日記	徳之島より送来候英人介抱日記 但乗船致破船候付船被成下自分ニ而致帰国候	1859	9	6	評

表3は旧稿（栗野2003）で「表1」として掲載した表の一部を利用・改変して作成したものである。

ただし、数値はあくまでも各目録上に見られる情報に基づくものであり、具体的に文書内容を精査しなければ、年ごとの正確な作成文書数はわからない。

また、旧稿「表1」は数値に若干の誤りを含むことが判明したので、今回これを訂正した⁽¹⁵⁾。

「評・異」欄には現「評定所文書」と「評定所文書」目録に見られる「異国船関係資料」の文書数を記した。丸括弧内の数字は目録（『旧琉球藩評定所書類目録』）に見られるものの現存しない史料数であり、丸括弧なしの数字が現「評定所文書」（『琉球王国評定所文書』）中の史料数である。

「旧目録・異」は『古文書等緊急調査報告書』（表1の「9」）に見られる史料数である⁽¹⁶⁾。

「新目録・異」は「尚家文書」新目録に見られる史料数である。ただし、このうち咸豊3年と4年の欄に記した「内」以下の数字は、これらの計15冊が内務省所蔵の「評定所文書」からの写しであることを特に示すため、別の行に区別して、その目録番号と冊数を示したものである。

表4は、「尚家文書」の新目録の分類項目のうちの「異国船関係資料」に分類された史料について、その情報を一覧化したものである。ただし新目録で「外題」「内題」として掲載されている項目をそのまま踏襲せず、文書が原所蔵先＝首里城の官衙・部署にあった段階で既に付けられていたと推測される文書名を「旧題（原題）」とし、東京邸ないし沖縄邸（中城御殿）で整理された段階で新たに付与されたと推察される題名を「新題」として区別した。無論、その内容は推測の域をでないものである。

「旧目録」の項の番号は『古文書等緊急調査報告書』所収の目録（表1の「9」）の目録番号である。

なお、「新目録」の「異国船関係」資料の冊数は「旧目録」の「異国船来航関係」の合計55冊より1冊だけ多い。これについては、旧目録で「法制関係」に分類されている文書番号380番「條書」が、新目録の635番「琉球国北亜米利幹合衆国和約文箇条書」（咸豊6年）に合致すると判断した。

6 おわりに

「尚家文書」に関する私自身の調査と研究も、いまようやく端緒についたばかりである。

今回の短い報告をきっかけに、今後はさらに深く調査を継続したいと思う。

最後に、執筆の機会と掲載許可を与えていただいた浦添市文化部の皆様、「尚家文書」紙焼き製本版の閲覧を許可していただいた琉球大学附属図書館の皆様、戦前の沖縄県立沖縄図書館に関して適切な資料提供をしていただいた沖縄県立図書館の皆様に感謝いたします。とりわけ、『琉球』第7号所収の城間朝教氏の論文や昭和20年2月の『沖縄新報』の記事などは、沖縄県立図書館の皆さんのご教示がなければ到底探することができなかったと思われます。記して感謝の印いたします。

(1) 栗野2013参照。

(2) 文化庁国庫補助事業資料調査として取り組まれた那覇市の「尚家関係資料総合調査」（1998年度～2002年度）以降、「尚家文書」の公開と活用に向けて、文部省の科学研究費補助金を活用した豊見山和行氏を研究代表者とする以下の二つの取組みが実施された。「琉球国王家・尚家文書の総合的研究」（2004年度～2007年度）と「尚家文書の史料学的分析による近世琉球の国家と社会の特質に関する研究」（2008年度～2011年度）である。最初の科研費事業終了までに全体の9割程度の「尚家文書」がマイクロフィルムで撮影され、紙焼き資料として整備された。残りの文書についても、文書の劣化による修復作業が終了次第、撮影と紙焼き製本化が進められている。豊見山2008a

参照。「尚家文書」のマイクロフィルムと影印本は現在、琉球大学附属図書館で閲覧が可能となっている。「尚家文書」研究の現状については、豊見山2008bを参照。「尚家文書」に関する近年の研究成果としては、最初の豊見山科研費事業の報告書である『琉球国王家・尚家文書の総合的研究』（2008年3月）所収の諸論文および山田浩世2011等が挙げられる。

- (3) 「尚家文書」の名称については、前記の「尚家関係資料総合調査」で、工芸品を含めた総称としての「尚家関係資料」「尚家資料」のほか、「尚家継承古文書」という名称が用いられている。「尚家継承古文書」が「尚家文書」の正式名とも考えられるが、本稿では、より一般的な「尚家文書」を用いることにしたい。なお、尚家と琉球王国については田名2003ほか、喜舎場2000等を参照。
- (4) 首里王府の官衙・部署で所蔵・活用した関係文書の総称として、「首里王府文書」という語を用いている。首里王府文書の中では、明治政府によって接收された「評定所文書」が著名だが、喜舎場朝賢の『琉球見聞録』には、ほかに申口方、帳当座、用意方、書院、下庫理、系図座の各所の帳簿文案や大台所倉庫が「封緘」されたと書かれており、さまざまな部署の文書記録類が松田処分官らによって押えられていたことがわかる。「尚家文書」新目録の「所管」欄には上記の部署名が多数出てきており、処分官らと王府当局者の「交渉」の結果が指し示されていると考えることもできよう。松田処分官らと王府当局者の交渉については、松田道之『琉球処分』ほか、真栄平2008を参照。
- (5) 首里王府文書の分散と保管については、田名2003・外間2003等を参照した。「尚家文書」と沖縄県立沖縄図書館所蔵の文書数については真境名安興の証言があるほか、次項の表1に挙げる「赤木文庫本」「尚家文書」目録に掲載された文書数と、昭和4年3月付「郷土志料目録」（沖縄県立沖縄図書館所蔵）記載の資料点数を算定した。「赤木文庫本」目録のうち、沖縄尚家邸の最初の蔵書目録の内容を反映すると目される「(一)」と家譜資料目録の「(三)」「(四)」を合計すると約五千冊になる。ただし、新目録中の「琉球処分関係」139点、「東京関係」155点、さらに「一紙文書」265点、「典籍・版本・刊本」の146点を加えると705点になり、これを加えれば旧「尚家文書」全体の点数は六千点近くに達する。点数と冊数の数え方の違い、一紙文書や典籍・刊本等を含めるかどうかで数字の違いが出てくるので、あくまで概算であり、アバウトな数字である。ちなみに、真境名安興は大正13年3月時点の沖縄県立沖縄図書館の郷土資料冊数を「四千八百冊余」、「尚侯爵家保存の郷土研究資料」を「約五千冊」としている。外間守善1982参照。旧「尚家文書」の総文書数については、外間政明氏の5200点、田名真之氏の3499件6078冊という数字（ともに『御蔵本目録』に基づく数字）がある。また、旧「尚家文書」中の「家譜資料」については、外間氏の「家譜項目1870」という数字や、田名氏の「系図座には、3千余の諸土系図の控が保管されていた」という記述もある。後者は『氏集』（光緒20＝1894年作成）に記載された2891冊に近い数字である。
- (6) 明治43年に泉崎の沖縄県庁の一角に開館した沖縄県立沖縄図書館は、昭和15年に久米町内兼久山に移転している。那覇市街の9割を焼失したと言われる昭和19年10月の「十・十空襲」の際には、沖縄県立沖縄図書館とその蔵書は焼失していない。これについては、当時図書館に司書として勤務していた池宮城秀意氏の証言がある。池宮城1970＝1982、および『沖縄県史第8巻各論編7 沖縄戦通史』249頁以降を参照。同書によれば、当時「図書館の豊富な郷土史料はまだ疎開してなかった。敷地内に掘らせた壕と、沖縄島の北部の県有林事務所などに、トランク詰にしてあずけた古文書以外は書庫に残してあった。私は木造の本館と石壁の書庫を空襲から守ることを考えた」（池宮城1970＝1982、5p）。疎開資料については、当時の図書館長だった城間朝教氏（昭和19年8月任命）の証言がある。城間1958参照。城間氏によれば、「まづ郷土文献の中最も貴重なものは図書館の大トランク八個に詰めて、南明治山県有林事務所に移し、残りは取りあえず源河部落と稲嶺部落内の大きな家を借りうけて移し、早急に源河の山奥ウフシタイに疎開小屋を建てて移す積りで知事の決裁を得て、県の建築技師に設計を依頼したのであった。然るにもう既におそかった。この計画が未だ実現しないうちに空襲ははげしくなり、北部方面までしらみつぶしに空襲にあい稲嶺部落も源河部落も次ぎ次ぎ焼き払われた。空襲の中でも貴重本の取り出しに必死の努力をしたが、到底力及ばず、四十年の長い歴史と伝統を誇る沖縄図書館所蔵三万冊の図書は悉く灰燼に帰して仕舞った」（城間1958）。ただし、城間氏の証言には「十・十空襲」の記述が出てこない。なお、『沖縄新報』昭和20年2月1日付2面に、「郷土の古文献／国頭郡へ疎開／県立中央図書館は幸に十・十空襲の災禍を免れたが今後の空襲に備へるため郷土関係の重要古文献を国頭郡羽地村に疎開させ安全を期することになった」という短い記事がある。この記事の内容と掲載時期の問題を含めて、県立図書館の資料疎開が実現した時期と疎開史料の内容について、池宮城氏の証言と城間氏の証言で微妙な食い違いもあり、なお不明な点もある。『沖縄県立図書館100周年記念誌』には城間氏の証言に基づいた記述がある。
- (7) 堀口2002。
- (8) 外間政明2003。
- (9) 本稿ではもっぱら「新目録」の内容について述べる。しかし、表1に関する必要な説明として「旧目録」について

も触れておくと、表1の「1」「2」「4」は所在不明、存在自体が未確認であり、もっぱら「3」「5」「6」の目録に記載された年月日を根拠としている。また、「1」「2」の内容について、堀口氏と外間氏で評価が異なる。堀口論文では「2」は「御蔵本目録」「書籍目録」両方を含むものとして、また、「1」は「2」の原本として解釈されているが、外間論文では「1」「2」とも明治43年9月の段階で作成されたとしている。また、堀口論文には「尚侯爵家東京邸所蔵史（資）料目録の書写・作成系統図」が、外間論文には「尚家文書」本体と目録の動きを示す系統樹表が示されているが、作成された目録の写本と原本の関係で不明な点もある。たとえば、明治43年9月12日付で『御蔵本目録』（外間論文では「1」）が565点の文書資料とともに東京に送られているが、沖縄邸にその写本が存在していなかったとすれば、外間論文で大正13年頃に筆写されたとされる（堀口論文では昭和3年頃の筆写）「鎌倉本」は何によっていたのかという問題がある。また、「赤木文庫本」が東京邸で筆写されているとすれば、「(三)」「(四)」を構成する「家譜資料」目録も原本か少なくとも筆写本が沖縄邸から東京邸に移送されたことになる（「家譜資料」そのものの東京移送の事実はない）。また、昭和9年に維新史料編纂会の一員として中城御殿（尚家沖縄邸）書庫内に踏み入った森谷秀亮の報告には「唯遺憾ナルハ大部分ガ未整理ノ儘ニ置カレテ、蔵書目録ノ作製ダニ無ク」（真栄平2008、15p）とあり、当時の沖縄邸に「蔵書目録」が存在しなかったと推測されることなど、検討すべき課題が多く残されている。

- (10) 『尚家関係資料総合調査報告書Ⅰ 古文書編』（那覇市、2003年）所収。
- (11) 『国宝「琉球国王尚家関係資料」のすべて』（沖縄タイムス社、2006年）所収。
- (12) 『琉球国王家・尚家文書の総合的研究』（研究代表者豊見山和行、2008年）所収。
- (13) この250件には、「評定所冠船方」1件（62）、「評定所異国御用係方」2件（612・616）、「下庫理（評定所）」1件（92）、「評定所（下庫理）」2件（181・182）、「評定所（御用意方）」4件（185・186・187・188）、「評定所（月番方）」1件（512）を含めている。ただし、「下庫理（評定所）」1件と「評定所（下庫理）」2件は、表2の「下庫理」の項でもカウントしているのので、表2の「冠船関係」の行については「その他」を含めて合計した数値と「全体」の項の数値が一致していない。また、「異国方」（290・620・627）、「異国御用係方」（441）、「評価方」（77・78・174・175・176）、「勢頭方」（15・16・382）等、「評定所」としてカウントしていない文書でも本来は評定所管轄と見なされる文書が複数存在する。
- (14) 表2に掲載しなかった他の「所管」をあげれば、「久米村方」65件（約10%）、「御所帯方」6件（約1%）等となる。
- (15) 旧稿「表1」の「尚家文書」欄の数値のうち、咸豊3年と4年の数値が1文書ずつ少なくカウントされていたことが判明した。訂正した数値を表3の「旧目録・異」欄に反映させた。
- (16) 旧稿「表1」に情報を反映させた『古文書等緊急調査報告書』の目録（表1の「9」）は、新目録と比較すれば情報量に乏しく、記述の誤りも存在すると思われる。改めて数え直し、複数年に及ぶ文書はその期間内のすべての年欄でカウントしたが、新目録の数値との差違の原因は不明である。

〈参考文献〉

- 池宮城秀意 1970＝1982 『沖縄の戦場に生きた人たち』サイマル出版会
- 喜舎場一隆（編） 2000 『琉球・尚氏のすべて』新人物往来社
- 喜舎場朝賢 1879＝1977 『琉球見聞録』至言社
- 栗野慎一郎 2003 「「維新」「変革」情報について（1）」『浦添市立図書館紀要』第14号
- 栗野慎一郎 2008 「幕末維新期の「琉球情報」に関する史料学的研究」『よのつち』第4号
- 栗野慎一郎 2013 「幕末維新期の「琉球情報」に関する史料学的研究Ⅱ」『よのつち』第9号
- 島村幸一 1998 「赤木文庫」『文学』第9巻第3号、岩波書店
- 城間朝教 1958 「沖縄図書館の最後と復興」『琉球』第7号
- 田名真之 1998 「尚家文書について」『文学』第9巻第3号、岩波書店
- 田名真之 2003 「琉球王国と尚家」『尚家関係資料総合調査報告書Ⅰ 古文書編』那覇市
- 豊見山和行 2008a 「はじめに－研究の背景と目的－」『琉球国王家・尚家文書の総合的研究』
- 豊見山和行 2008b 「本報告書の目的と「尚家文書」研究の現状」『琉球国王家・尚家文書の総合的研究』

- 仲西盛秀 1979 「沖縄県立沖縄図書館『郷土史料目録』（昭和四年末日現在）について」『文献史料による近世沖縄の社会・文化史的研究』琉球大学・短期大学部
- 波照間永吉 1998 「鎌倉芳太郎が集めた沖縄関係文献資料」『文学』第9巻第3号、岩波書店
- 外間守善 1982 「まえがき－沖縄県立沖縄図書館と郷土資料目録の刊行－」『沖縄研究資料2 沖縄県立沖縄図書館所蔵郷土史料目録』法政大学沖縄文化研究所
- 外間守善 1983 「まえがき－尚侯爵家『御蔵本目録』について－」『沖縄研究資料3 御蔵本目録（尚侯爵家）』法政大学沖縄文化研究所
- 外間政明 2003 「尚家継承古文書の既存目録と評定所文書」『尚家関係資料総合調査報告書Ⅰ 古文書編』那覇市
- 堀口修 2002 「尚侯爵家東京邸所蔵史（資）料に関する基礎的研究－諸所蔵目録の比較検討を通して－」『古文書研究』第56号、日本古文書学会
- 真栄平房昭 1990 「近世琉球の外交史料の伝存状況－『尚家文書』・『内閣文庫』の冊封関係史料を中心に－」『地域における国際化の歴史的展開に関する総合研究』（研究代表者：川添昭二）
- 真栄平房昭 2008 「尚家文書を調査した先駆者の足跡」『琉球国王家・尚家文書の総合的研究』
- 松田道之 1879 『琉球処分』
- 山田浩世 2011 「「尚家文書」所収冠船関係資料の総体的位置付け－「冠船方諸帳」を手がかりとして－」『琉球アジア社会文化研究』第14号

＊

- 『尚家関係資料総合調査報告書Ⅰ 古文書編』（那覇市、2003年）
- 『国宝「琉球国王尚家関係資料」のすべて』（沖縄タイムス社、2006年）
- 『琉球国王家・尚家文書の総合的研究』（研究代表者豊見山和行、2008年）
- 『沖縄県史』第8巻各論編7 沖縄戦通史（琉球政府、1971年）
- 『沖縄県立図書館100周年記念誌』（沖縄県立図書館編、2010年）

泊港の《国際化》と欧米人来航の世界史的構造

春 名 徹

(南島史学会会員)

1 《国際化》という規定への疑問

私は、これまで、前近代の東アジア海域の交流について、とりわけ国家とさまざまなレベルにおける民の営為の総体としての《漂流民を相互に送還するシステム》について考えて来た。そのような立場からみると、泊港が欧米船の来航によって《国際化》したというふうな、プラスのイメージを前提とした規定の仕方には、常に困惑してしまう。

那覇が浮島、とよばれ、かならずしも良港とは考えられてこなかった時代に、泊が首里と直接に結びつく地理的な利点によって活発であったこと、それが那覇の整備(大きな指標は長砦の建設)によって、次第に中国人や朝鮮人の漂流民を収容するようになったこと、などについては、先学が既に説くところで、ここでは繰り返さない。だが中国や朝鮮との交流そのこと自体が、前近代の海域における《国際化》ではなかったのだろうか。東アジア諸国との結びつきは捨象して、欧米の登場によって国際化が達成されたかの物言いは、実は後になって形成された国民国家の枠組みと価値観によって過去を裁断する歴史的な倒錯ではないだろうか⁽¹⁾。

泊の外国人墓地は、好い例といえよう。現存する最古の墓は康熙五十七年(1718)の紀年をもつ「浙江寧波府〔定海縣王拱口〕」の墓であり、ついで乾隆十五年庚午(1750)の「清故〔南蘇州〕府常熟縣朱三〔官〕」の墓、そして四つ並んだ乾隆五十年(1785)の「清故中華難民」の墓ではないのか。ベイジル・ホール来航時(1816)のアルセスト号水兵ヘアーズ墓が最古とは、わたしには考えられない。位置関係をみても(墓の移動はなかったと前提するなら)中国人たちの墓は一定の秩序でつくられており、ヘアーズの、つまり最初の西欧人の墓の方向もこれに準じている⁽²⁾。

2 ラ・ペルーズと与那国島

西欧であるか唐船、朝鮮船であるかを問わず、琉球海域で海難にあつて漂着・救助された船について網羅的に検討する必要がある。海難と漂流民救助の根底には、救助する側——この場合、琉球王府——の対外認識と海上交通にいかに関与するかという意識がかかわってくるからである。だが今回は問題の指摘にとどめよう。

最初に琉球海域を意識的に調査したのは、ラ・ペルーズ Jean François de Galaup, comte de la Pérouse (1741–1788)の太平洋探検航海である⁽³⁾。彼はルイ16世の企画した世界周航航海の責任者に任命され、フリゲート艦エストラヴ、ブゾールの二艘の帆船を率いて、まず太平洋アジア側の沿岸へ向かった。南アメリカ大陸を周航した後、アラスカまで北上、その後、カリフォルニアまで南下。太平洋を横断してマカオで補給を行い、マニラへ寄航して北太平洋を目指した。この後、与那国島に接近して重要な交渉をもつが、なぜか従来、この事実は無視されてきた。ひとつには欧米船の来航について基準を作った須藤利一氏の『異国船来琉記』(法政大学出版会 1991年)が触れていないためかも

しれない。氏はラ・ペルーズの航海記の存在を知っていたが、見るができなかったのである。

1787年4月10日、マニラ湾を出た二艘の探検船は、北上して台湾沿岸へ接近したが、ラ・ペルーズは清朝と台湾に拠る反清的な漢族とのあいだの抗争を知っていたので、紛争にまきこまれるのを避け、オランダが放棄したゼーランディア城〔台南市〕付近を偵察するにとどめた。そして台湾の東側を進み、紅頭嶼〔蘭嶼〕Botal Tobacco-Xima を経てクニ島 ile de Kuni〔与那国島〕に接近した。1787年は、乾隆五十二年丁未、琉球は尚穆王の三十五年に相当する。

「5月5日、午前1時、北北東に島を発見した。……まもなく人の住む島であることを知ったのは、数カ所の煙と海岸に放牧されている牛を発見したときであった。景色の美しい人家の多い海岸に続く西方の岬を迂回したとき、数隻の小舟が我々を見とどけるため海岸をはなれた。彼らは我々に大きな不安を感じたようだ。好奇心にかられて我々のそばまで接近したが、また恐ろしくなって逃げさった。

我々のよびかけ、身振り、友好の表情、そしてプレゼントの布を見せたのに応じて、結局、二隻が舷側にやってきた。我々はそれぞれに、南京木綿の一片と数個のメダルをあたえた。彼らがプレゼントとの交換品を持参していないことから、この島民は交易の目的で海岸から来たのではないことが判明した。彼らは真水の樽を綱にむすびつけてから、無料であると身振りで示し、また口に指をいれて、食料品をとり陸にもどるとつげた。彼らは小舟を艦につなぐ前に胸の上に両手をおき、そのあと腕を空にあげた。この動作を繰り返したのち、甲板に上ることに踏みきった。それでも顔に疑念がのこっていた。」(原文 V.II Chap.XIV pp.378-380.=邦訳49ページ)

異文化に遭遇した琉球人が、好奇心と恐怖心という、相反する感情を示したことを子細に観察している。ここでラ・ペルーズが贈り物とした「南京木綿の一片」une pièces de nankin とは、中国産の手織り木綿で、織物としてヨーロッパでは珍重された。マカオで入手したのであろうか。メダル médailles は、金属製の小物がアジアや太平洋で好まれると信じられていたため、用意されたのだろう。後年、イギリス東インド会社の印章入りの飾りボタン(ライオン・ボタン)が同じ目的で使用された例がある。またラ・ペルーズ一行は、この後、樺太南端のチョカ族と交流してその言語を収集しているが、品物の名として清との交易で得た「南京木綿の下着」や「丸形黄銅製上着ボタン」を挙げている。

彼はまた「琉球の島民は日本人でも中国人でもなく、両帝国の中間におり、双方の国民と共通なものをもっているようだ。彼らは木綿のシャツと股引を着用し、頭の頂に我々には金にみえるピンを巻きつけ、全員柄が金色の短刀をもっている。…」とのべる。上陸したかったが、潮流が強く、流されるので断念した。この島からは、艦に必要な食料品、飲料水、薪を入手でき、わずかな交易もできるだろうが、島の大きさや人口から多くは期待出来ない。「金のピンは富の象徴でないことも明白である」というのが、彼の結論であった。

「ゴービル神父の地図によれば、クニ島は7-8島の群島の一つで最西端にあって孤立しており、東方の島とは少なくとも幅24-5海里的海峡で隔てられているので、こちらから他の島影は見えなかった。……列島の首島でもある琉球の最大の島に関するゴービル神父の詳細な報告から判断すると、私はヨーロッパ人が琉球においても、日本におけると同様な利益のある交易ができるだろうと信ずるにいたった」

彼の地理的な探検が、ルイ王朝フランスのアジアとの交易への関心を代表していることに改めて注

目せねばならない。フランスは中国趣味が流行している反面、アジア貿易はイギリスにくらべて遅れているという状況にあった。

ラ・ペルーズは北京在住のイエズス会士「ゴービル神父が北京で知り合った琉球王の大使 un ambassadeur du roi de Likeu, qu'il avait connu a Pekin より聞いた、琉球王国とその三十六島嶼についての詳細な報告をのせた書簡」をもとに、琉球周辺の海域について予備知識を得たといっている。おそらく『イエズス会士書簡集』所載のゴービル訳『中山伝信録』（康熙五十八＝1797年の中国から琉球への使節・徐葆光の記録）をさすものと思われる。ゴービル訳の『中山伝信録』は、マクロードの『琉球航海記』に英訳されており、日本語でも読むことができる⁽⁴⁾。

アントワヌ・ゴービル神父père Antoine Gabil (1689-1759) は、フランス人イエズス会士で、1722年に中国に着き、雍正、乾隆帝の清朝に仕えた。中国名は宗君榮、篤学で聞こえ、中国語習得に熱中するあまりフランス語が不安定になった時期すらあったという逸話を残す。『書経』の仏訳(死後、1770出版)で知られる。なおイエズス会は布教上では大きな試練に直面する時期ではあったが、周知のとおり清朝はイエズス会士を技術者として積極的に利用した。ゴービルもその一人である⁽⁵⁾。

クニ島訪問後、ラ・ペルーズは尖閣諸島のオーパンシュ〔魚釣島〕、ティアオウシュ〔黄尾嶼〕などを確認し、位置を実測している。

要するにラ・ペルーズによる与那國島の「発見」は、アジア市場への関心を深めつつあった西欧が、琉球王国を含む東アジア交易圏と最初に接点を見いだしたという意味で、もっと重視されてしかるべきなのである。

その後、済州島の位置を確認し、日本海を北上してクック探検隊が測量していた能登半島の位置を確認、さらにダッタン海峡を探索の上、宗谷海峡を抜けてロシア領のカムチャツカで越冬した。ここで航海記原稿はシベリア経由でパリへ送られたが、ラ・ペルーズ自身は翌1778年、南太平洋探検の途上で消息を絶った。サンタ・クルーズ諸島のバニコロ島で遭難した事が、後年、明らかになっている。

ともあれラ・ペルーズの航海は、クックの太平洋周航航海に刺激された世界周航航海の一部であったこと、太平洋西北部において、蝦夷地、ダッタン海峡から朝鮮、台湾までを含む視野のもとで行われていることを確認しておこう。ルイ王朝政府は、中国との茶貿易を視野に置く一方、当時、関心のまとであった北西航路の可能性をさぐる目的でダッタン海峡(のちの間宮海峡)の探索にも熱心であった。

3 ロバート・ブロートンの宮古島での遭難と那覇寄航

つぎに注目されるのはウィリアム・ロバート・ブロートン William Robert Broughton (1762-1821年)である。彼はジョージ・ヴァンクーバ George Vancouver の北太平洋探検で旗艦デスカヴァリ Discovery を支援する補給艦チャタム Chatam の艦長を務めた有能な極地探検家であった。ヴァンクーバはアメリカ沿岸北太平洋の探検をほぼ終わると、1793年、ブロートンに命じて本国に報告書を運ばせた。ブロートンは、アジア側北太平洋の未踏の部分の探検の必要を感じていたので、帰国後、海軍省に建議したところ、1795年にこの計画は承認されて、プロヴィデンス号を与えられ、ブロートンは同艦艦長に補せられた。プロヴィデンスは409トンの商船で、本来、タヒチ島からジャマイカの植民地へパンの木の苗木を運ぶために1791年に海軍に購入された。海事史上、名高いバウンティ号の反乱で悪名を得たブライ艦長は、クックに信頼された有能な航海者だが、本来の任務を反乱で果たせず、のちプロヴィデンス号を与えられて、この船で苗木輸送を果たしたという因縁がある。

ともあれ探検航海の目的で艤装されたプロヴィデンス号は、スループ艦として登録され、全帆装＝シップ型帆船（三本マスト、前檣と中檣は横帆、後檣の下部が縦帆）ブロートン以下乗組員115名、12ポンド砲10門と二分の一ポンドの小型旋回砲Swivelsを搭載していた。

同艦がポーツマスを出帆したのは1795年である。日本の寛政七年、中国の乾隆六十年、琉球では尚温王の元年、干支は乙卯に相当する。

1805年に公刊された航海記の題名が、本航海の全貌を示している。当時の習慣にしたがってつけられた長いタイトルは『一七九五、六、七、八年に英国軍艦プロヴィデンス号およびその補給船（テnder）によって行われた北太平洋探検航海記——アジアの北緯三五度から五二度にいたる範囲、すなわちインシュウ島（従来エゾの名で知られた島）、日本の北、南、東海岸、琉球とその付属諸島および朝鮮の海岸への探検と測量』⁽⁶⁾ となる。

航海はこの題名のとおり、大西洋を横断してブエノス・アイレスに至り、ホーン岬を回ってアメリカ大陸太平洋岸へ出、シトカまで北上、反転してモントレイまで南下し、ここから太平洋を西へ進んで、本来の目的である太平洋のアジア側に達した。まず蝦夷地の虻田と絵鞆に寄航、日本人と接触をもった。二年前、大黒屋光太夫の帰国にさいし取り調べにあたった松前藩の藩医・加藤肩吾が対応した。彼はロシア語を解したので、ブロートン隊のロシア人船員とロシア語で会話することができた（「航海記」原書 p.101）。

その後、サンガール海峡（宗谷海峡）を抜けてダッタン海峡の存在を確認しようとしたが、霧が深く、探検の季節には遅いことがわかったので、再起を期して日本列島の太平洋沿岸を南下した。しかし悪天候のため先島諸島は視認できなかった（「航海記」原書 p.150）

その後、台湾海峡を通過して中国大陆沿岸に至り、マカオで越冬して乗組員に休養をとらせたブロートンは、補給船 Tender の必要を感じ、手ごろなスクナーが売りに出ているので2,000ポンドで購入した（「原書」p.165-6）。89トン、スクナー帆船装、砲も積んでいたが、正確な数は不明である。この船をブロートンは一貫してスクナー Sckooner とよんでいる。名前はなかった。

翌1796年、マカオを出たプロヴィデンス号は、台湾海峡を北上し、八重山諸島の東側に回り込んで、前年には十分に視認できなかった南西諸島と日本列島を確認しながら日本沿岸を北上する計画だったが、東側から宮古島へ接近し、大神島から宮古島南端を回ろうとして、払暁に八重潮干に乗り上げてしまった。

船はまもなく沈没するが、スクナーを伴っていたことが幸いして、かろうじて全員を救助し、碇など重要な備品を少しだけ収容することができた。

ブロートンの宮古来航にかんしては、琉球王府側では公式には、わずかに「宮古島在番記」に短い記事がある。〔嘉慶二年巳〕「四月廿日阿蘭陀船漂着 同廿七日子ノ方へ走隠れ候二付 同年五月右爲御届 宮國与人 狩俣目差浜元仁屋罷登候事」（『宮古市史』資料編）。また1843年にベルチャーがサマラング号で八重山へ来航したとき、『球陽』は四十七年以前のブロートン来航について触れている。

記事はあまりに簡略だが、背景は複雑である。

四月二十日は西暦1797年5月16日、二十七日は同23日に相当する。ブロートンの記録では、16日に東方からハンモック島（大神島）に接近し、八重干潮の珊瑚礁に乗り上げて沈没するのは17日払暁、随伴のスクナーに全員が乗り移り、出帆するのは23日であるから、大神島への接近を目視された日から数えれば記録に矛盾はない。

いっそう重視しなければならないのは、宮古の島民が、ブロートンを感激させたように単純に親切だったわけではなかったことである。それを示す資料が島津家文書にある。

4 島津家文書のなかのブロートン関係絵図

東京大学史料編纂所が管理する「島津家文書」のなかに、ブロートン来航時に鹿児島藩主だった島津齋宣（天明七年＝1787襲封／文化六年＝1806隠居）所持品がある。分類番号で「79-2-番外」が齋宣没後、まもなく作られたとおぼしき目録で、一書きで機械的に数えると七十一項ある。「島津家文書マイクロ版集成」では、158、159、160の三リールにまたがる。総計約2000コマ、他に絵画史料の一部と「道具類」は大型のため別撮影されている。

この『島津齋宣所持品』の内容は雑多で「修学院山荘の圖」とか、「御写本大学中庸」つまり文化十三年（1816）二月に齋宣が書写したという奥書のある写本、和歌や習字の手本めいたものなど、大名の手回り品の印象が強いが、一連の対外関係にかかわる絵図や写本の存在は無視するわけにいかない。

ブロートン関係の彩色画四点、ほかに淡彩で異国船や蝦夷地を描いた絵図、地図類である。

ここでブロートン来航と関連する資料は次の四点である。

- 79-2-39-1 那覇沖異国船漂着場図 57.4cm×108.4cm
- 79-2-39-2 宮古島漂着異船絵図 57.4cm×85.7cm
- 79-2-39-3 那覇沖異国船絵図 57.4cm×83.1cm
- 79-2-39-4 宮古島異国船漂着場図 57.4cm×83.1cm

このうち、「宮古島漂着異国船絵図」だけは、史料編纂所の資料展示会で展示されたことがあり、真栄平房昭氏も前に挙げたマクロードの航海記の解説で言及している。筆者自身は『史料編纂所所蔵史料写真集』（実際は、島津家文書から絵図六葉を選んで大型絵はがきのような体裁でまとめたもの。発行年月記載なし）のうちの一片として存在を知っていたので、思い立って2013年に本格的に調査した⁽⁷⁾。

四図は那覇の二枚、宮古島の二枚がそれぞれセットになるべきもので、外国船そのものとその停泊場所を示す。目録上の名称と図そのものに書かれている名には小異があり、原図にしたがうならそれぞれ「宮古嶋江漂着夷異船之圖」「宮古嶋江夷國船漂着場之圖」および「那覇沖江漂着夷國船之圖」「那覇沖江夷國船漂着場之圖」となる。

ここでいう「漂着」は、海難の意味でとらえてはならない。近世語では、むしろ国交のない國の船の来航、とりわけそれが指定されていない場所への寄航にたいして使用された。『通航一覧』の漂着の項を参照すれば、自明である。

これらの絵図は漫然と描かれたわけではない。描かるべき制度が背景にあったとみななければならない。重要なことは宮古島でも那覇でも、異国船とその「漂着場」の図と対になっていることである。これは王府の指示によって異国船の絵図が作成されたことを語っているように思われる。

すなわち石垣市史料叢書集4の「進貢・接貢船、唐人通船、朝鮮人乗船、日本他領人乗船、各漂着并破船之時、八重山島在番役々勤職帳」に石垣島の間切りにおける外国船取扱いにかんする史料が見られる。底本は石垣島の宮良殿内文書（琉球大学附属図書館保管）である。最近、琉球大学附属図書館のURLから電子版が閲覧できるようになった。

この文書（以下「勤職帳」とする）の成立時期はプロヴィデンス号沈没事件よりも後と推察される上、あくまで石垣島にかんする史料であるが、同様の指示が宮古島にも出されていた可能性は十分に考えられる。「勤職帳」の成立時期は、プロヴィデンス来航より遅いものと考えられているようだが、逆にこのような「漂着船」と「漂着場」を描いた図がセットで、しかも島津家文書のなかに存在していること自体が、すでに同種の指示が王府からなされていた証左、と考えるのは強引に過ぎようか。

プロヴィデンス号にかんしていうなら、「勸職帳」の「阿蘭陀船通船之時之公事」と「阿蘭陀船漂着之時之公事」の項目がもっとも参考になる。前の項目には、船の大きさと形を絵図にすること、帆柱の数、帆の数、帆の色、旗の数と色などを見定めて速やかに報告すべきことが定められている。ここには明文はないが、武装（火砲の数）も海防上の必要から当然、関心を惹いた。つぎの「阿蘭陀船漂着之時之公事」はいっそう詳細に外国人の隔離、上陸の阻止などを規定している。そこでは航路をよく見定めて、図として提出することが義務づけられているからである。

漂着の場、とくに宮古島の場合に制作意図は明白である。【図2】を見れば、中央に蔵元が、相対的に大きく描かれ、宮古島三間切を統括する琉球王府の権力機構である事を示しているように見える。そしてプロヴィデンス号沈没の場、「八潮干潮 破船場」や池間島、宮古島北端から漲水泊（いまの平良）までの距離は実際より縮めて、一図に収まるように配慮してある。さらに南方の外間島（図では右上）までを収めるが、これも一種の鳥瞰図の技法である。考えてみれば縮尺や方位を一定の規格に収めて整合させるのは西欧型近代の所産であって、権力の中核へ収斂していく図法はアジア的なものかもしれない。

【図4】に見える那覇の場合は比較的単純で、琉球人にとっては既知の陸標であったであろう三重城と屋良座城の突出部を大きく描き、スクーターの停泊位置を赤い丸で示した。三重城と臨海寺を結ぶ突堤の中の橋のアーチも描かれている。興味深いことにブロートンの側も湾口を同じように観察しており、港の入口の石造りで「銃眼をもつ防塞と思われる建物」や海水を通すアーチ橋についてのべている（「航海記」7月10日原著）。

なお真栄平房昭の教示によれば、ブロートン来航にたいする王府の対応が真境名安興（戦前に沖縄県立図書館長を勤めた人）の備忘録「笑古漫筆」に、「例寄六集七」からの抜書きとして収められている。原本は第二次世界大戦中に焼失したものであると思われる。それによると、

「阿蘭陀船沖に相見得候に付諸事手当の事、

異国船沖に相見得候間此段致間合候 以上

巳六月十五日

崎浜親雲上

小禄親雲上

長史

右に付異国方江触渡早速惣役西〔南〕長史異国大通事通堂江罷出候処、阿蘭陀船二三合程沖江潮掛に付御物奉行お鎖之側御相談を以諸事取計候事

但仮筆者知念筑親雲上、作事召列候、尤久米村諸大夫以下秀才迄明倫堂へ相揃、此方様子次第何方成とも可被走参旨村中触渡候也

一、六月十六日、阿蘭陀人三人伝間より沖寺辺江漕参候付
挨拶を以、沖寺江召下候処七ツ時分本船江罷帰候事

一、同十七日、右人より用水野菜薪木之類被下候はゞ今日出帆仕候段有之付、左之品々渡下候付七ツ時分子の方針筋にて出帆仕候事

一、牛一匹中型 一、庭鳥二拾羽

一、薪木三十束 一、牛房

一、豆腐二拾箱 一、冬瓜

一、能米拾俵 一、唐いも五俵

ブロートンの来航にともなう警戒態勢、そしてなるべく円満に、早く退去するように、表面上、慇

懃に対応していることを物語っている。ブロートンの航海記とも対応しており、ボートで上陸を試みた士官が上陸を拒まれるが、最終的には丁重にもてなされ、翌日、補給品を受け取ったという記事と一致する。接待された場所が沖の寺であったこと、ブロートンがポテトと記しているのが琉球でも栽培が始められて間もない甘藷であったことなども判明して興味深い。豆腐が供されたことも、真栄平氏が筆者に示唆してくださったように焼き豆腐など、ある程度保存可能なものだったのだろうか。

これまた真栄平氏の教示によるのだが、プロヴィデンス号から引き揚げたとおぼしき大砲が「沖縄ノ博物場」に保存されていると、伝聞形ではあるが明治十九年（1886）に沖縄を視察した山縣有朋が報告している（「山縣有朋復命書」『沖縄県史料』近代3 1980年）。

これもたんに遺留品を回収したというより「勸職帳」に先行したかもしれぬ規定にしたがって、外国人の遺留した品物は、つとめて回収しておくべきことにつとめた結果かもしれない。

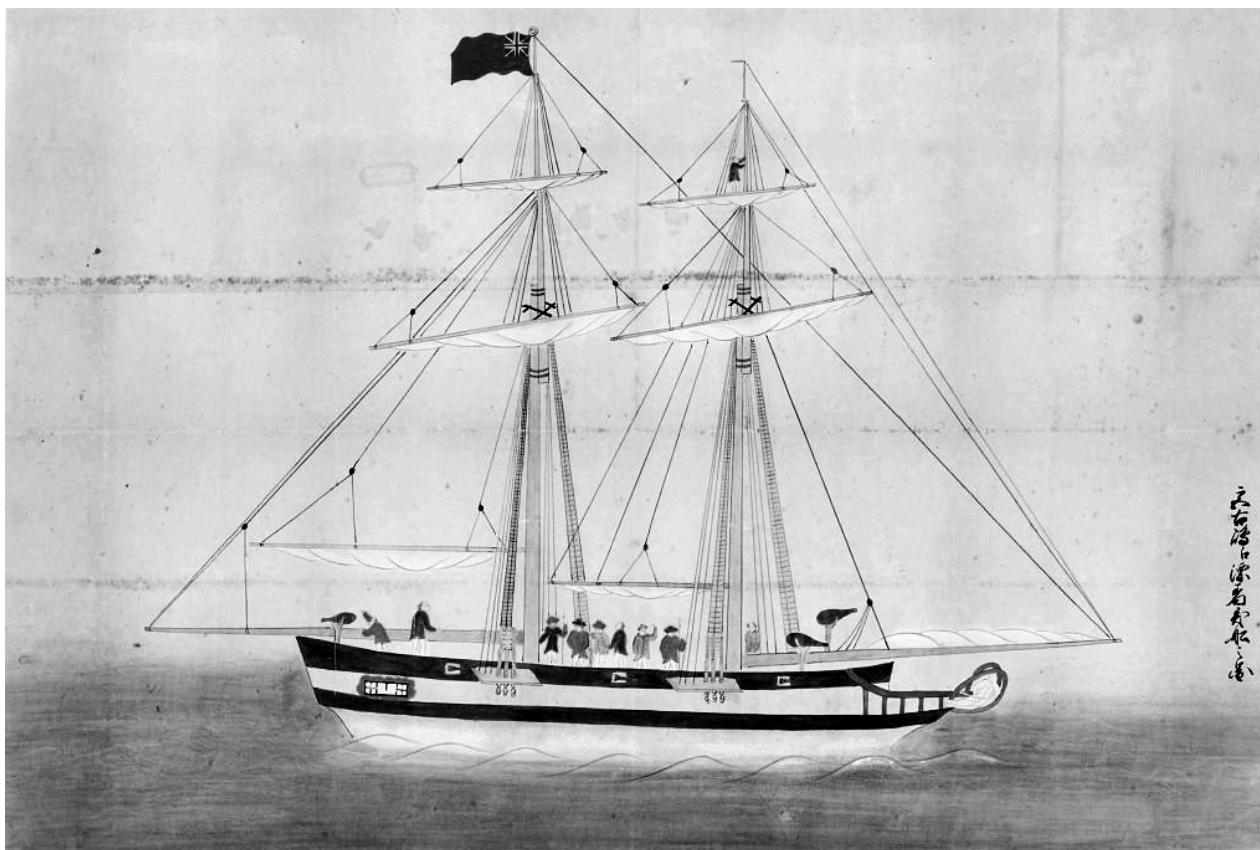
結びにかえて——《親切的琉球人》再考

ここで本来なら、《親切的琉球人》という伝説を作りあげたベイジル・ホルの『朝鮮・琉球航海記』⁽⁸⁾を論評すべきなのだが、紙数が尽きた。ここではただ、アルセスト号とライラ号は、イギリスの二度目の中国派遣使節であるアマーフト使節を護送する任務を帯びてアジアへ来航したこと、黄海までは東インド会社の測量船を伴い、水路図の作成につとめたこと、アマーフト使節が、叩頭礼を拒絶したため、この使節団は一切、外交交渉を行うことができなかったこと、それゆえ、カントン（西欧による広州の呼称）への入港を拒絶され、果敢なマクスウェル艦長が率いるアルセスト号は、水路を扼する虎門の砲台と交戦して強行突破を演じたことなどを指摘するにとどめる⁽⁹⁾。

そして1816年のホルらの航海から20余年、1840年のアヘン戦争のさいに、本書の廉価版は、中国人に砲撃を加えたという事実の痛快さによって版を重ねたのであった。

早くは須藤利一氏が、ホル来航時のマクスウェル艦長の強行的な一面を『球陽』を引いて指摘されていた。しかし《親切的琉球人》という言説はいまも根強い。

物には二面性がある。ラベルズが観察したように、異質なものに会ったとき、人は恐怖と好奇心ないしは憧れという相反する感情を抱く。その相互関係と、近代の始まりにあたってアジアに緊張をもたらした西欧とを直視することから、新しいものが、生まれてくることに期待したい。



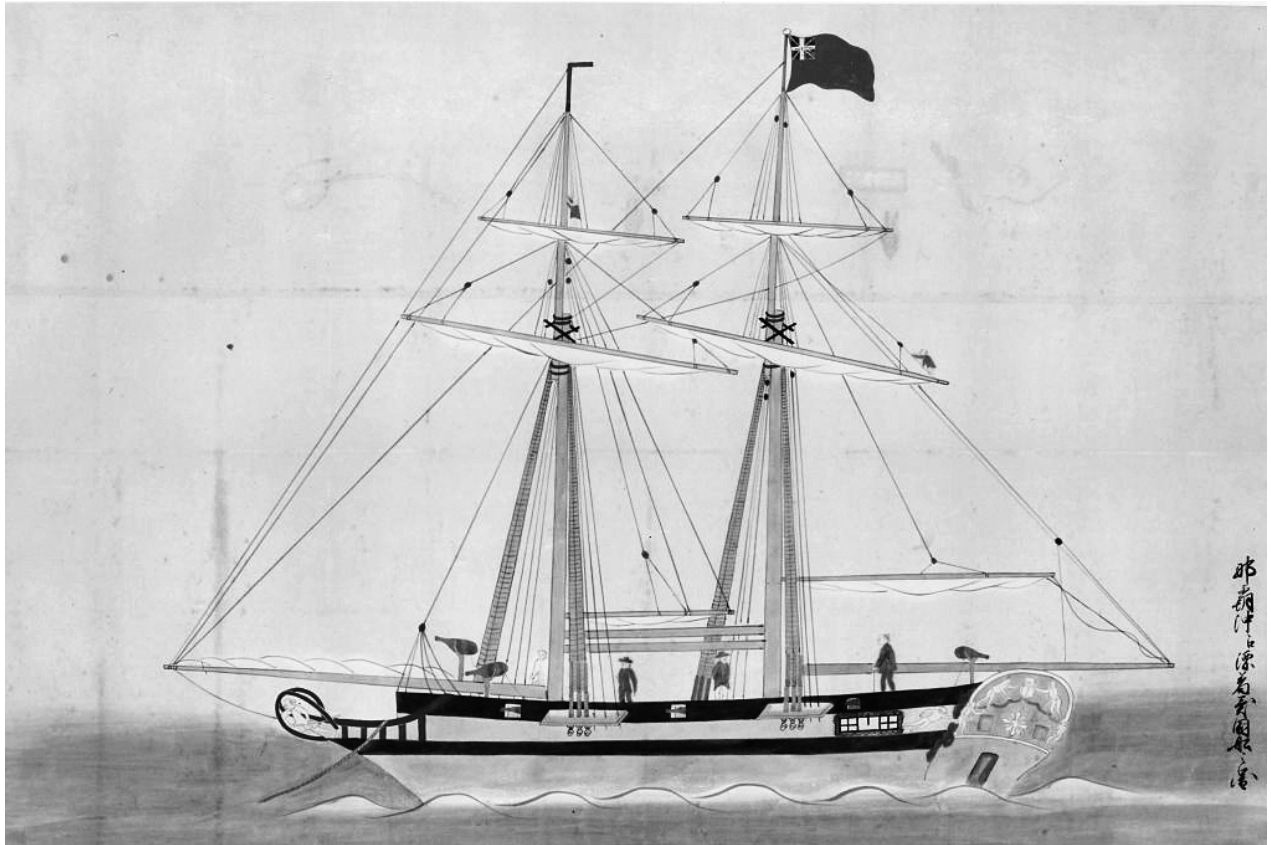
【図1】宮古嶋江漂着夷船之圖

ブロートン探検隊のスクナー。プロヴィデンス号沈没直後か。



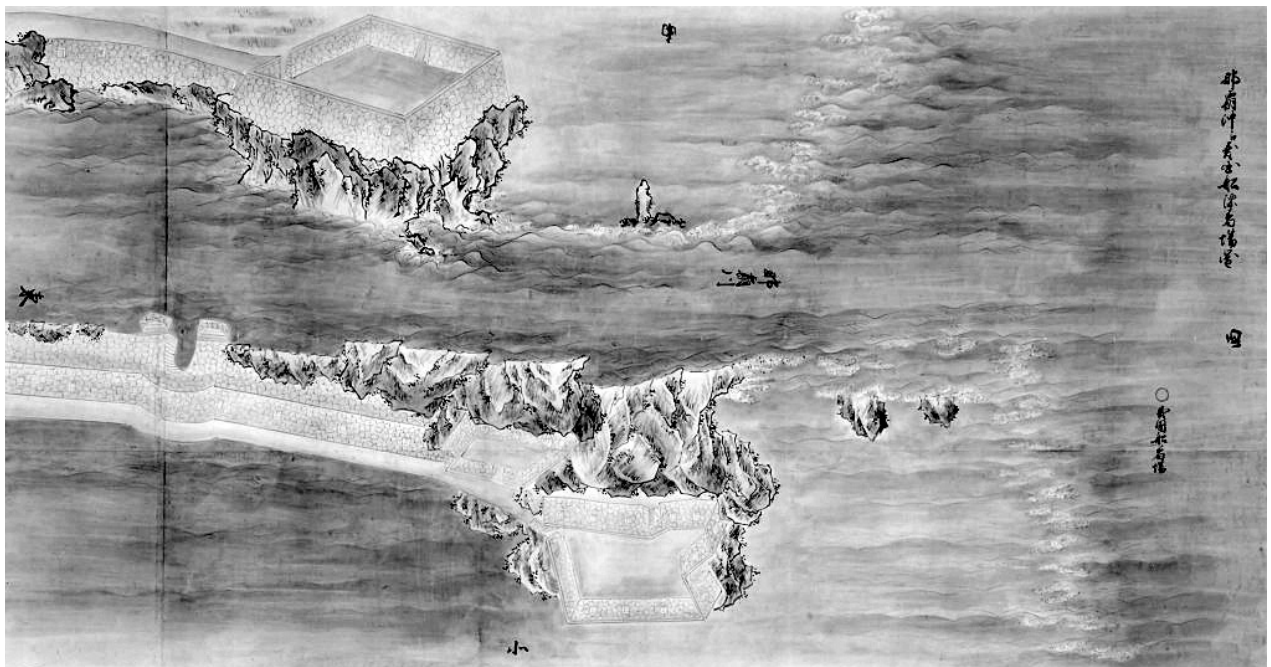
【図2】宮古嶋江夷国船漂着場之圖

左下寄りの八重潮干のなかの丸印が、プロヴィデンス号沈没位置。
上寄りの四角く囲った場所が蔵元。「漲水津」の文字も見える。



【図3】那覇沖に漂着する米船之圖

左ページ上と同じスクナー。事故後、カントンに戻り、那覇へ来航した。
船上の人数が少なくなっている。



【図4】那覇沖に米船漂着場圖

右端近くの丸印に「米船着場」とある。
南を上にして描かれているので、上が豊見城、下が三重城。

- (1) 前近代的な思考と近代国家のそれについては真栄平房昭「近代日本における境界の島々——琉球・沖縄海域の視点から」『歴史学研究』908号（2013年8月号 青木書店）が示唆に富む。
- (2) とまり会『泊誌』（とまり会 1974年）139-142ページ。私自身も1980年に実見している。渡辺美季は1998 年に行った調査について修士論文（未公刊 2000年）で言及している。
- (3) ラ・ペルーズの世界周航記は、4巻本と大型地図帖一冊からなる。
 Jean Francois de Galaup, comte de la Perouse: *Voyage autour du monde de la Perouse, publie concormement au decret du 22 avril 1797, et redige par M.L.A. Milet-Mureau*. L'Imprimerie de la publique, Paris, 1797. 4vols. 29+23cm. Atlas du Voyage de la Perouse. 58cm. (M.L.A・ミュレット編『ラ・ペルーズ世界周航記』)。国立国会図書館には二部を蔵する(特4-47とGA75-19)。
 邦訳、小林忠雄〔訳編〕『ラ・ペルーズ世界周航記/日本近海編』（白水社 1988年）はアジアを中心とした編訳ではあるが、解説を含めて意を尽くした好著である。引用は同書により、必要に応じて原文を参照した。与那國島にかんする部分は原著Vol.II XIV.pp.378-380.邦訳では第一章49-52ページ。ここには地図も縮小して掲載してある。原著別巻（地図）Atlas du Voyage de la Perouse, No.45.
- (4) J・マクロード（大浜信泉訳・真栄平房昭解説『アルセスト号朝鮮・琉球航海記』（榕樹書林・1999年）
 John M'leod: Narrative of a Voyage, in His Majesty's Late Ship Alceste, to the Yellow Sea, along the Coast of Corea, and through its Numerous Hisato Undiscovered Islands, to the Island of Lewchew; with an Account of her Shipwreck in the Strait of Gaspar. London John Murray, 1817.
- (5) ゴービル神父については、石田幹之助『欧人の支那研究』（1946年 日本図書 再版）208-10ページ
- (6) William Robert Broughton: A Voyage of Discovery to the North Pacific Ocean: in Which the Coast of Asia, From the Lat. of 35°North to the Lat. of 52°North, Island of Insu, (Commonly Known under the Name of the Land of Jesso,) The North, South and East coast of Japan, The Lieuchieux and the Adjustment Isles, As well as the Coast of Corea, have been Examined and Surveyed. Performed in His Majesty's Sloop Providence, and Her Tender, in the Year 1795, 1796, 1797, 1798. London, 1804
 ブロートンは、現地で確かめたとして「蝦夷」を「インス」と呼ぶことにこだわっている。
- (7) 拙稿「島津家文書のなかの『ブロートン探検隊』絵図とその背景——《親切的な琉球人》言説再考」『南島史学』81号（2013年11月）。
- (8) ホールの航海記は、
 Basil Hall R.N. : *Account of a Voyage of Discovery to the West Coast of Corea, and the great Loo-Choo Island, with an Appendix, containing Charats, and Various Hydrographical and Scientific Notices, and a Vocabulary of the Loo-Choo Language by H.J. Clifford, Esq. Lieutenant Royal Navy*. London, John Murray, 1818. Xv. 222p. 4' (28cm) 色彩石版画八、単色一、地図五葉の豪華本。
 春名徹訳『朝鮮・琉球航海記』（岩波文庫 1989年）は初版によっているが、マクロードの航海記を抄録して、虎門攻撃とナポレオン会見を補ってある。
 第三版で初めてカントン砲撃とセントヘレナにおけるナポレオン会見記を加える。
Ibid. Narrative of a voyage to Java, China, and the great Loo=Choo Iskland with account s of Sir Murray Maxwell's attack on the Chinese batteries, and notes of an Interview with Napoleon Buonaparte, at St. Helena, London, E. Moxton. 普及版の再刊。布装、表紙に金押しの文字。国立国会図書館。刊年はMDCCCXLIV(1844)。普及版の1840年版は未見。
- (9) 拙稿「再読——ベイジル・ホール『朝鮮・琉球航海記』」『南島史学』79, 80合併号。

近世琉球における百姓身分の銘書の変遷について (試論)

－浦添市内出土資料の検討を中心に－

鈴木 悠

(浦添市教育委員会文化課)

1 はじめに

銘書とは厨子(蔵骨器)に記され、もしくは刻まれた墓碑銘であり、原則として被葬者についての情報が書き記される¹。その登場は古琉球であり、国王を中心とした支配者層にのみ使用されていたと考えられる。近世になり、崇禎9年(1636)に島津家の要請で宗門改を実施すると、人口把握のため琉球国内でも戸籍が作られるようになり、これが契機となって地方に居住する人々の名前・年齢が明記されるにいたった²。これ以降、地方において銘書が登場するようになったと理解されている³。

銘書を体系的に整理・分類し、沖縄における墓誌研究の先鞭を付けたのは平敷令治である。平敷は民俗学の観点から沖縄の墓誌に着目し、その整理と分析を行った⁴。そして、墓誌の分類と銘書(厨子銘)の書式には時代的変遷があることを明らかにした(具体的内容は後述)。さらに地方における銘書の書式の変化については時代的変遷に加えて、地域差が存在したことを指摘し、受容の背景には土族層の祖先祭祀が及ぼした影響を指摘するなど、沖縄における墓誌研究の基礎を作り上げた。しかし、平敷以降、墓誌研究が継続的に行われてきたとは言い難く、僅かに萩尾俊章が自身の調査成果をもとに平敷論の補強を行ったのみである⁵。歴史学においては古墓調査の一環として銘書の分析を行い、被葬者の属性や被葬者間の関係性を明らかにしようとしてきた。代表的な研究としては、高良倉吉・田名真之らの研究がある⁶。最近では筆者が銘書の分析と聞き取りをもとに系図の復元を試みた⁷。ただし、これらの研究は調査対象となった墓単位(もしくは関連する幾つかの墓)で完結するものが多く、平敷の墓誌研究のように体系立った分析・整理が行われてきたとは言い難い。考古学的アプローチとしては、安里進が厨子甕の編年と銘書の分析を組み合わせることで、系図を持たない百姓身分の家族史の復元を試みた⁸。安里の研究によって、百姓身分の被葬者一族の歴史が各時代の社会背景とともに鮮やかに描き出された。しかし、従来の研究と同じく調査対象となる墓単位で分析をするため、平敷が論じた地域社会の変遷については考察の対象とはされていない。

以上が墓誌研究ならびに関連する諸学問の研究状況である。上述した通り、墓誌研究は停滞気味である。しかし、古墓調査の一環としての銘書の収集と分析は現在に至るまで継続的に行われており、被葬者ないし属する社会集団についての基本的な情報は蓄積され続けている。もっとも、従来の研究は調査の性格上、同時代資料を横断的に使用することは稀であった。このような状況下であるが、資料数は1980年代に比して大幅に増加している。平敷の研究がなされた1980年代は墓単位での個別調査が中心であったため、得られる資料数は比較的少数であった。現在では、1990年代以降の大規模開発によって那覇市・浦添市を中心に近世墓群の大規模調査が行われ、資料数が飛躍的に増加している⁹。本論では現在までに浦添市教育委員会によって刊行された発掘調査報告書に掲載された資料を分析したうえで、平敷論を再検討し、百姓身分における銘書の書式の変遷とその社会背景について考察していきたい。

なお、本論で用いる「百姓」とは近世琉球期に創設された身分を指すものである。系図（家譜）を持ち得た士族を「系持」と呼ぶのに対して、持ち得なかった百姓は「無系」と呼ばれた。百姓は首里や那覇といった町方に住む「町百姓」と地方に住む「田舎百姓」とに大別できる。なお、身分上は同じ百姓とは言ってもその内実は多用であり、階層性が存在したことは先行研究で明らかにされている¹⁰。そのため、本論では基本的に17世紀半ば以降の百姓身分の創設以降の分析を中心に行うものの、適宜士農身分が未分化の時代もしくは近代の資料についても取り上げる。

2 平敷令治による記載形式の分類と変遷仮説

平敷は沖縄における墓誌の種類を次の7種類に分けた¹¹。①厨子銘②誌板③板金記④石碑・石扉・壁石・石額⑤瓦位牌⑥墓中符である。本論はこの分類の①にあたる厨子銘にのみ焦点を当てて論述していきたい。

また、平敷は以上の分類に加えて、厨子銘（銘書）の記載形式を次の5種類に分類した。

- A 被葬者名のみを記したもの
- B 被葬者名と死去年月日を記したもの
- C 被葬者と洗骨年月日を記したもの
- D 被葬者名と死去年月日および洗骨年月日を記したもの
- E 被葬者と紀年（死去・洗骨のいずれをさすか不明）を記したもの。

ただし、この平敷分類BCDが指す「年月日」とはより正確に表現すると「元号+年月日」を指している点をあらかじめ指摘しておきたい。

以上の分類をもとに平敷は百姓身分の銘書の変遷を「農村の墓から出た厨子銘の紀年で古いものは康熙年間（1662～1722）のものである。康熙以後、B形式が主流であり〈中略〉D形式が出現するのは私の手元の資料では乾隆以後である。」と指摘している。この指摘の妥当性については後ほど検討したい。

3 浦添における百姓身分の銘書の変遷

I 清初から康熙年間

前述したように平敷によれば地方における銘書の記銘は康熙年間より始まるとされる。平敷が分類の根拠とした24点の資料のうち該当するもので最も古いものは沖縄市に所在する大掟墓の「大清康熙四十壹年壬午川上三ら下」と記された銘書である。つまり、地方における銘書の登場はより正確に表現するならば、康熙年間中期より始まったと理解できる。それでは、浦添市内出土資料からはどのような状況が見えてくるのか以下にみていきたい。

浦添市内出土遺物の百姓身分の銘書でもっとも古い紀年銘を持つものは当山世利原古墓群99-1号墓の4号厨子（石厨子）である。墨書が薄れているため銘書の内容を完全に把握することは難しいが、「𡵿人■■■■之大屋子/順治拾一年甲午■■月■■/𡵿人同人あ■■■■/申/八月拾四日」と記され、「順治拾一年（1654）」の紀年が確認できる¹²。某大屋子とその妻（あむしられ？）が収められていたものと考えられる。また、記載形式は平敷分類のE形式にあたる。この石厨子が仕立てられた時代は士農身分が未分離の時代であるため、この厨子の銘書を以て即座に「百姓身分」とは断定できない。しかし、同墓のその他の石厨子からは「西原村」という文字が確認でき、さらに乾隆年間後期に該当す

る厨子甕が安置されていたことから、この墓に収められた人々が近世期には西原村に居住する百姓身分になったことがわかる。古琉球期の王府官人の一族が近世になり地方に留まった事例としても重要である¹³。ともあれ、この資料の存在によって、地方における銘書の登場は康熙年間以前の順治年間に遡ることが確認できた。

次に古いものは勢理客城門原古墓群10号墓より出土した「宮城村玉貫細工又吉にや同人妻なへ卯七月七日洗骨」という銘書である。この銘書には元号が使用されていないために正確な年代を特定することができないが、安里進によるボージャー厨子(蓋)の編年(以降、「安里編年」と呼ぶ。)に当てはめるとⅠ期(康熙5～23年。1666～1684)に相当することがわかる。記載形式はC形式に近いが、洗骨についての記載に中国年号を使わず干支+月日を用いる点で異なる。また、村名と職業が記されている点も特徴的である。被葬者は宮城村の玉貫細工である又吉にやと妻のなへである。以上が浦添における最初期の銘書である。

地方において銘書の登場が康熙年間より以前に遡ることは上述した通りである。しかし、事例としては現在のところ1点のみで、この資料を以て記銘の習俗が地方社会に浸透し始めたとは考えにくい。また、康熙年間前期の資料については報告数が少ないが、康熙28年(1689)の系図座設置による近世的身分制度の創設以前の時点で、記銘の習慣が一般化する兆しがあったことがうかがえる。では、次に身分制度確立以降の状況を見ていきたい。前田・経塚近世墓群の経塚南小島原57号墓からは安里編年Ⅱ期(康熙26～乾隆9年。1687～1744)に相当する厨子甕が2点出土している¹⁴。それぞれの蓋には「我謝筑登之親雲上/女房/大清康熙四十年辛巳/七月廿六日二肉/みかき候」「父我謝筑登之親雲上/小樽我謝」と記されている¹⁵。前者は我謝筑登之親雲上の女房が康熙40年(1701)に「肉みかき(洗骨)」されたことを記しており、記載形式はC形式にあたる。後者は我謝筑登之親雲上の息子の小樽我謝が厨子に収められていることを記しており、記載形式はA形式にあたる¹⁶。この2つの厨子甕からは同じ墓で同年代に仕立てられた厨子甕であっても記載形式は一定しておらず、被葬者の名前以外の情報は書き手の判断に依るところが大きかったことが窺える。

なお、浦添市と隣接する宜野湾市からも康熙年間中期の紀年銘を記した厨子(または墓碑)が数点報告されている¹⁷。それらの収められた墓は地方役人を多く輩出した有力層の墓であることから、士族の習慣であった銘書の記銘を地方においては有力者層(地方役人)がいち早く受容したことが窺える。浦添も同様の状況であったことは想像に難くない。

Ⅱ 乾隆年間中期から王国時代末期

それでは、銘書が地方において一般化していくのはいつ頃からなのか。浦添市内出土遺物を概観した印象では乾隆年間中後期から資料数が増大する傾向にある。

勢理客城門原古墓群では具体例として16号墓を取り上げたい。該墓からは8点の蓋と12点の身が出土したが、セット関係が不明である¹⁸。そのうち、蓋7点と身2点に銘書が記されているが、身については判読不能箇所が多い。そのため、蓋の銘書のみを以下に挙げる¹⁹。

- ①勢理客村/亀谷筑登之親雲上男子/崎間にや/同妻
- ②屋富祖親雲上妹子牛/兩人/戊八月六日洗骨
- ③乾隆三拾三年戊子八月十六日洗骨かめ又吉
- ④…山…親雲上■■壺ニ安置但壺ニ書記無之二付彼婦■■八月九日洗骨■■時…壺にも書記無之故誰々と書記候也
- ⑤嘉慶二/年十一月死去津嘉山筑登之女子/玉金/はあ前

⑥未十月二十五日/洗骨/浦添間切/勢理客村/新川筑登之親雲上/女子/まんつあ/んま/泊村まんつ母

⑦嘉慶八年癸亥三月■■■原洗骨仕候

以上7点のうち、もっとも古いと考えられる銘書は①で、安里編年Ⅳ期（乾隆10～13年。1745～1748）に相当し、記載形式はA形式である。被葬者は勢理客村の人で亀谷筑登之親雲上の男子である崎間にやとその妻である。この1点のみが乾隆年間前期に仕立てられたことになるが、その他6点は乾隆年間中期から嘉慶年間前期にかけて記されたものである。②③④は安里編年Ⅴ期（乾隆5～34年。1740～1769）に相当するが、銘書の記載形式がそれぞれ異なる。②はB形式に近く、被葬者は屋富祖親雲上の妹と女子の牛の2人である。洗骨についての記載には中国年号が使われず、干支+月日のみで表現されている。③はB形式で被葬者はかめ又吉である。乾隆33年（1768）に洗骨された旨が記載されており、勢理客城門原古墓群出土の厨子の中では最初に中国年号が使用された資料である。つまり、この墓域を利用した勢理客村の人々は乾隆年間中期より中国年号を使い始めたということになる。④は分類不可能だが、内容としてはC形式に近い。銘書は判読できない部分が少なからずあるが、某親雲上とその妻が収められていると考えられる²⁰。その内容は、某親雲上が厨子（壺）に安置されているが、厨子に銘書が記されていないだったので、妻を8月9日に洗骨した際に銘書を記した、と理解できる。この銘書は、地方における銘書の受容の過程を知るうえで重要である。⑤⑥は安里編年Ⅶ期（乾隆20～嘉慶19年。1755～1819）に相当し、前者はB形式で後者はC形式に近い。⑤の被葬者は津嘉山筑登之の女子である玉金はあ前で、嘉慶2年（1797）に死去した旨が記載されている。「はあ前」とは方言で「祖母」を意味する「ハーメー」を指し、方言語彙を銘書に取り入れる点で士族系の銘書とは異なる特徴を持つ。⑥の被葬者は勢理客村の新川筑登之親雲上の女子であるまんつあんま（泊村まんつ母）で、洗骨年は中国年号を未使用のため不明である。「あんま」とは方言で「母」を意味する「アンマー」を指す。⑤と⑥を比較すると、中国年号の使用の有無はあるが、死去年か洗骨年のどちらかを記した点と方言語彙を取り入れている点で共通している。⑦は唯一のマンガン厨子である。被葬者名は判読不能のため不明だが、嘉慶8年（1803）に洗骨されたことがわかる。以上の銘書からわかることは次の通りである。該墓は同時代に複数の姓が登場することから家族墓ではなく村墓として利用されたことが想定される。

次に経塚南小島原の62号墓を例に挙げたい。該墓からは12点の厨子が出土し、1点を除くほか全ての厨子に銘書がある。被葬者は全て宮里姓であることからいわゆる家族墓であることがわかる。紙幅の都合上、代表的なものを以下に挙げる。残りのものについては附録の一覧表を参照されたい。

①乾隆貳拾三年戊寅八月洗骨宮里筑登之/同貳拾八年癸未六月十一日洗骨同人妻/光緒二十年六月十一日宮里筑登之男亀同人/女子■■〔真カ〕鍋三人入/〈判読不能〉■■八年癸未〈判読不能〉洗骨

②〈判読不能〉■■〔隆カ〕五拾九年甲寅八月十日宮城■■■■〔筑登之カ〕宮里筑〈判読不能〉/嫡子宮里筑登之親雲上洗骨

③道光貳拾三年丁卯/八月■■廿九日洗骨/三代宮里筑登之親雲上/宮里筑登之親雲上男子入■■■〔候付カ〕/但女子加ま/道光五年乙酉八月洗骨四代/宮里筑登之親雲上妻但上間之女/鍋/道光二十三年丁卯八月廿九日/洗骨嫡子宮城里筑登之但男子まつ

④宮城宮里筑登之女子呉勢/咸豐九年戊八月四日死去同治六年七月七日洗骨宮城筑登之宮里筑登之女子呉勢

この内、もっとも古い紀年銘を持つ厨子は①で、洗骨年から推定して乾隆23年（1758）または乾隆28年（1763）前後に仕立てられたと考えられ、記載形式はC形式である。被葬者は宮里筑登之とその

妻の2名に、光緒20年(1894)に宮里筑登之の3人の子供が追加され、計5名収められている²¹。②は墨書の残りが悪く、字が不鮮明であるが洗骨年が乾隆59年(1794)と推定される資料である。被葬者は嫡子の宮里筑登之親雲上である。同墓出土の厨子のうち「嫡子」という用語が使われるのは、この厨子が初めてであり、位牌祭祀が地方社会に普及する過程を知る上でも重要な資料である。①②の仕立てられたのち、嘉慶年間には厨子3点が仕立てられ、そのいずれもがC形式である。③は道光23年前後(1843)に仕立てられたと考えられる厨子で、宮里筑登之親雲上夫妻と男子のまつが収められている。この洗骨年に前後して前田・経塚近世墓群において士族的な父系の血統を意識した「〇〇代」という用語が登場する。④は洗骨年が同治6年(1867)で、記載形式はD形式である。被葬者は宮里筑登之の女子呉勢である。ちなみに現在のところ浦添市内より出土した百姓身分の厨子の中で最初に登場するD形式の銘書は、経塚子の方原4号墓より出土した洗骨年が「嘉慶三年(1798)」のものである。平敷が乾隆以後に登場すると指摘したD形式は、浦添市内においては嘉慶年間に登場したことになるが、その数は少ない。

以上の結果を踏まえて、勢理客城門原古墓群16号墓と経塚南小島原62号墓を比較したい。前者の銘書の記載形式は最も古いものがA形式である他はB・C形式が半々である。ただし、中国年号の使用が全体の半分以上であり、被葬者についての情報に統一した書式が存在しないなど、銘書の内容は多様である。該墓は村墓として利用されたことが想定でき、様々な集団が同一の墓を利用し、各家族単位の判断によって記銘がおこなわれたためであろう。このことは百姓身分の銘書の記載形式・内容については王府による規則・指導が行われなかった可能性を示唆するものでもある。後者の銘書は大半がC形式であり、全てに中国年号が使用される。また、同治年間にD形式が1点登場する。該墓は家族墓であり、記載形式に統一感が見られ、形式化された士族的ともいえる銘書が記されている。また、被葬者の情報についても「嫡子」「〇〇代」など「士族化」ともいえる変遷が見られる。地方における士族文化、とりわけ位牌祭祀の浸透の過程を知るうえでも重要な資料といえるだろう。両者の違いは同時代の浦添間切内においても銘書の記載形式に地域差が存在したことを示唆するものである。その直接的原因としては村墓と家族墓のあり方の違いにあるが、「純農村」としての勢理客と首里の「郊外」としての前田・経塚という墓を取り巻く環境の違いも要因のひとつとして挙げられるだろう。

Ⅲ 王国時代末期から近代沖縄へ

記載形式がゆるやかに固定化していくなかで、近代期に入ると銘書の書式は新たな展開を見せる。

周知の通り、琉球王国は明治12年(1879、光緒5)のいわゆる「琉球処分」によって明治政府に併合され終焉を迎えた。琉球処分以降、琉球の帰属を巡って日清間で外交交渉が続けたが、妥協点を見いだすことは困難な状況にあった。このような状況下、一部士族層を中心に明治政府に対する抵抗運動が展開され、宗主国であった清に渡って琉球王国の復活を請願し続けた。この運動は、朝鮮半島の領有を巡って明治27年(1894、光緒20)に日清戦争が勃発し、清が日本に敗北するまで継続的に展開された。

この間の沖縄社会は不安定な政治情勢にあり、その影響は銘書にも現れている。沖縄県が設置されて以降は公文書に日本年号が使用されるようになるが、銘書には依然として中国年号が使われ続けた。全体的な傾向として士族・百姓の別なく、日清戦争前後に明治年号が使われ始める。なかには明治政府に対する抵抗として中国年号を使い続けた人々も存在したと考えられるが、年号の切り替えは政治的な意思表示が反映されたというよりも、地域社会で使用された暦の変化に依存するのではないだろうか²²。

一例として、前田・経塚近世墓群の首里大名地区15号墓より出土した厨子を見ると、「光緒十七年卯十一月廿四日嶋袋■■■〔筑登カ〕之洗骨候同人妻ウシ明治三十八年甲巳十月二日死」と記されている。被葬者は島袋筑登之夫妻である。先に亡くなった島袋筑登之には光緒17年（1891、明治24）と中国年号が使用され、後に亡くなった妻ウシには明治38年（1905、光緒31）と日本年号が使用され、日清両国の年号が1つの厨子のなかに矛盾なく存在している。

また、年号以外の変化としては片仮名の登場も見逃せない。上に挙げた銘書にも人名に片仮名が使われているが、近世琉球期の銘書に片仮名が使われた事例は管見の限り存在しない。公文書や碑文の類に片仮名が使われることはあっても、あまり一般的に用いられた文字であるとはいいがたい。近代に入って片仮名が使われるようになった原因としては公教育の場で片仮名が使用され、それが地域社会に普及していったためであると考えられる。このように銘書は近代に入っても変化を続けていくのである。

4 まとめと今後の課題

以上、近世琉球における百姓身分の銘書の変遷を浦添市内出土遺物より検討してきた。限られた紙幅のため、ややもすると筆者の印象論に陥りがちな内容になってしまったくらいがあるが以下にまとめと今後の課題を述べていきたい。

浦添市内においては百姓身分の墓より出土した遺物で、最も古い紀年銘をもつ厨子は当山世利原古墓群99-1号墓より出土した「順治拾一年（1654）」の紀年をもつ石厨子である。しかし、被葬者は古琉球期の王府官人層の人物であることが想定され、近世的身分制度が確立する以前の資料である。資料としては特殊な部類にあたり、これを以て地方における銘書の記銘習俗が普及する始まりとすることはできない。ただ、身分制度確立以前の康熙年間前期の時点で記銘を行う集団も現れ始めたことは、勢理客城門原古墓群の10号墓より出土した資料によって確認できる。この資料の特徴としては中国年号が用いられずに「干支+月日」という記載がなされている点にある。身分制度確立以後、康熙年間中期に地方役人層を中心に銘書が記され始めるが、経塚南小島原57号墓の事例のように同じ墓の同一年代に仕立てられたと考えられる厨子であっても記載形式が一致していないことから、記載のあり方は書き手の判断に依るところが大きかったといえる。乾隆年間中期からは「純農村」である勢理客や首里の「郊外」ともいえる前田・経塚においても記銘のある資料数が増加し始めるため、この時期には記銘の習慣が浦添間切全体に浸透していたと考えられる。また、勢理客城門原からは「はあ前」や「あんま」といった方言語彙が現れる。士族の銘書とは異なる百姓身分独自の表現として注目に値する。一方、経塚南小島原からは記銘のある厨子の全てに中国年号が使用され、士族同様に「嫡子」や「〇〇代」といった表現を使用し、士族文化を志向する様子が窺える。近代に入ると日本年号の使用や片仮名の登場などがあり、人々の生活環境に対応しながら銘書は変遷し続ける。近代期の銘書の変遷については別稿で論じたい。

記載形式の変遷については明確な変遷は追えないものの、康熙年間には様々な形式が登場し、なかには中国年号を用いないC形式なども現れ一定しない。乾隆中期以降次第に書式がBないしC形式に整い出す傾向にあるが、どちらの形式を採用するかは被葬者の属する集団、もしくは書き手の判断に依るところが大きい点は先述の通りである。D形式については浦添市内出土遺物については僅かな事例数しかなく、どちらかと言えば士族の銘書に多く見られる傾向にある。『服制』があまり地方社会に影響を与えなかった証左といえようか。近代以降も基本的にはB、C形式が維持される。

今後の課題であるが、今回は紙幅の都合で銘書の変遷の背景にある社会状況の変化について十分に触れることができなかった。とりわけ、先行研究が明らかにしてきた王府による葬墓制に関する規制が、銘書を記すという私的な領域に属する行為にどのような影響を与えたのか、もしくは与えなかったのか。これは王府の政策の実態を明らかにする点で重要である。また、地方においては銘書を記すという行為は誰が担ったのかを今後あきらかにする必要があるだろう。識字の問題は琉球社会における知のあり方を知る上で重要であるし、地方社会の階層性を明らかにするうえでも意義があると考ええる。なお、本論では平敷分類に従って資料分類を行ったが、既述のとおり必ずしも全ての銘書が平敷分類に当てはまるわけではない。新たな分類案の提示は今後の課題である。以上の課題をもとに今後は研究を深化させると同時に那覇地域や本島北部などと比較しながら近世琉球における銘書の変遷、ひいては沖縄における葬墓制の変遷の解明に取り組んでいきたい。



写真1-1 勢理客城門原古墓群10号墓出土の厨子



写真1-2 経塚南小島原57号墓出土の厨子その①



写真1-3 経塚南小島原57号墓出土の厨子その②



写真1-4 経塚南小島原62号墓出土の厨子その③



写真1-5 経塚南小島原57号墓出土の厨子その④

表1-1 平敷1985の銘書一覧（表は筆者作成）

銘書	被葬者名	出土地	死去年	洗骨年	備考
1 首里おとんのをいかなし/おともいきよか祢の御物	尚円	玉陵(那覇市首里)	不明	不明	尚円の死去年は1576年
2 弘治七年/おろく大やくもい/六月吉	おろく大やくもい	小祿墓(宜野湾市嘉数)	1494?	1494?	
3 弘治十三年九月/えさしきやのあし	えさしきやのあし	百按司墓(今帰仁村運天)	1500?	1500?	
4 弘治十八年乙丑十月十四日乙丑日/浦添のろくもい死去/正徳元年丙寅五月十四日癸巳日/まみつかね死去	〈1〉浦添のろくもい 〈2〉まみつかね	久米島町	〈1〉1505 〈2〉1506	不明	現存せず。球陽
5 よそひおとんの大あんしおきやか/おもひ真せにかね御物	〈1〉よそひおとんの大あんしおきやか 〈2〉お	伊是名玉陵(伊是名島)	不明	不明	よそひおとんの大あんしおきやか=尚円王妃で、死去年は1505
6 尚円公のおもいくわ/おきやかもいかなし/法名尚真公/尚真公のおもいくわ/てにつきのミおまへ/法名尚清公	〈1〉尚真〈2〉尚清	玉陵	不明	不明	尚真の死去年は1526年。尚清の死去年は1555年。
7 万暦四十八年■[か]のえさる年/あんしおそへかなし	尚寧	浦添ようどれ	1620	不明	
8 とよみくすくの…/のおもひくわ/めつらしきみのあんし/崇禎四年辛未八月十二日卒	めつらしきみのあんし	上里墓	1631	不明	
9 崇禎十三年庚申五月十八日おくり/尚久公のおもひくわ/天きやえああんし ■■[そへ]かなし/法名尚豊公/弘光二年丙戌二月ふねけらへ候	尚豊	玉陵(那覇市首里)	1640	1648	
10 崎山大やくもい/寛文三年八月廿一日	崎山大やくもい	池城墓(今帰仁村平敷)	1663?	1663?	日本年号
11 大あむしかけ申候/くとし戌十月/晦へときかけ申候/■■■■のうまの/ときおこり申候/大て又女子/大は此三人/寛文四年申辰十一月廿二日二/掘申候 ■とりおき申 ■	大あむし	伝尚宣威王墓(沖縄市越來)	1664?	1664?	尚宣威妃が入る?
12 真和志間切安謝村/土地大志ゆの女房入/康熙九年甲戌七月初三日/右読谷山二而焼申候	土地の大志ゆの女房	那覇市銘苅	1670?	1670?	
13 歳四十八/康熙廿八年己巳正月十八日/久根城掟母親	久根城掟母親	上江洲家小港墓(久米島町具志川)	1689?	1689?	
14 大清康熙四十壹年壬午/川上三ら下		大掟墓(沖縄市松本)	1702?	1702?	
15 前任龍福寺法林和尚/康熙四十七年戊子三月九日/作細工和久田村渡口仁也	法林和尚	那覇市牧志	1708?	1708?	
16 一、高良筑登之親雲上事/惣御検見之時小祿村/地方校有之真和志間切/牧志村之儀前々人居無之/二付村仕立用両惣地頭/依御訟與中之者共五十/人康熙五年丙午年引越/住居仕同五十五武年癸巳/八月六日死去/一妻之儀泉崎村大嶺筑登之親雲上女子二而同三十八/年己卯四月四日死去	〈1〉高良筑登之親雲上 〈2〉妻(泉崎村大嶺筑登之親雲上女子)	不明	〈1〉1713 〈2〉1699	不明	
17 大清康熙五拾二年癸巳七月六日/伊波村なべ下こほり	なべ下こほり	うるま市伊波	1713?	1713?	
18 越來間切仲宗根 ■/のろくもい/思戸高江洲 ■■■女子/大清康熙六十一年/壬寅八月十八日死去	のろくもい	仲宗根門中墓(沖縄市胡屋)	1722	不明	
19 ■■■上運天村/■■■大城/雍正十三年乙卯八月六日	大城	ウフドゥール墓(今帰仁村崎山)	1735?	1735?	
20 尚氏淑徳佐敷按司加那志宝宮	尚穆王妃	玉陵	不明	不明	尚穆王妃の死去年は1779年
21 大清乾隆二十一年乙子五月二十日/故大掟/乾隆 ■[三]拾 ■[八]年癸巳正月廿六日/故大掟妻	〈1〉大掟〈2〉大掟妻	アジケー墓(今帰仁村諸志)	〈1〉1756? 〈2〉1773?	〈1〉1756? 〈2〉1773?	
22 大清嘉慶五年庚申八月二十一日/洗骨/前伊礼親雲上/同 ■[年]右月日 同人妻お戸	〈1〉前伊礼親雲上 〈2〉同人妻お戸	仲宗根門中墓(沖縄市胡屋)	不明	不明	〈1〉〈2〉ともに1800
23 道光十八年戊戌七月二日死去/同二十年庚子八月三十日/洗骨吊之 大掟仲本にや妹/歳五十二 なべ	大掟仲本にや妹(なべ)	アジケー墓(今帰仁村諸志)	1838	1840	
24 南無阿弥陀仏/大祢之下こおり		うるま市平安座	不明	不明	

表1-2 本論で使用した銘書一覧

銘書	被葬者名	出土地	死去年	洗骨年	備考
1 沓人■■■■■之大屋子/順治拾一年甲午■月■■■/沓人同人あ■■■■■/申/八月拾四日	〈1〉大屋子〈2〉あむしられ?	当山世利原古墳群99-1号墓	1654?	1654?	石厨子
2 宮城村玉貴細工又吉にや同人妻なへ卯七月七日洗骨	〈1〉又吉にや〈2〉同人妻なへ	勢理客城門原古墓群10号墓	—	—	安里編年Ⅰ期(康熙5~23年。1666~1684)に相当。
3 我謝筑登之親雲上/女房/大清康熙四十年辛巳/七月廿六日二肉/みかき候	〈1〉我謝筑登之親雲上女房	経塚南小島原57号墓	—	1701	
4 父我謝筑登之親雲上/小樽我謝	〈1〉小樽我謝	経塚南小島原57号墓	—	—	安里編年Ⅱ期(康熙26~乾隆9年。1687~1744)に相当。
5 勢理客村/龜谷筑登之親雲上男子/崎間にや/同妻	〈1〉崎間にや〈2〉同妻	勢理客城門原古墓群16号墓	—	—	安里編年Ⅳ期(乾隆10~13年。1745~1748)に相当。
6 屋富祖親雲上妹子牛/兩人/戌八月六日洗骨	〈1〉屋富祖親雲上妹 〈2〉牛	勢理客城門原古墓群16号墓	—	—	安里編年Ⅴ期(乾隆5~34年。1740~1769)に相当。
7 乾隆三拾三年戊戌八月十六日洗骨かめ又吉	〈1〉かめ又吉	勢理客城門原古墓群16号墓	—	1768	安里編年Ⅴ期(乾隆5~34年。1740~1769)に相当。
8 …山…親雲上■■■壺二安置但壺二書記無之ニ付彼婦■八月九日洗骨■時…壺にも書記無之故誰々と書記候也	〈1〉親雲上〈2〉彼婦■	勢理客城門原古墓群16号墓	—	—	安里編年Ⅴ期(乾隆5~34年。1740~1769)に相当。
9 嘉慶二/年十一月死去津嘉山筑登之女子/玉金/はあ前	〈1〉玉金はあ前	勢理客城門原古墓群16号墓	1797	—	安里編年Ⅶ期(乾隆20~嘉慶19年。1755~1819)に相当。
10 未十月二十五日/洗骨/浦添間切/勢理客村/新川筑登之親雲上/女子/まんつあ/んま/泊村まんつ母	〈1〉まんつあんま	勢理客城門原古墓群16号墓	—	—	安里編年Ⅶ期(乾隆20~嘉慶19年。1755~1819)に相当。
11 嘉慶八年癸亥三月■■■原洗骨仕候	〈1〉■■■原	勢理客城門原古墓群16号墓	—	1803	マンガン
12 乾隆貳拾三年戊寅八月洗骨宮里筑登之/同貳拾八年癸未六月十一日洗骨同人妻/光緒二十年六月十一日宮里筑登之男亀同人/女子■■■[真カ]鍋三人入/〔判読不能〕■八年癸未〔判読不能〕洗骨	〈1〉宮里筑登之〈2〉同人妻〈3〉亀〈4〉■鍋〈5〉—	経塚南小島原62号墓	—	〈1〉1758 〈2〉1763 〈3〉〈4〉〈5〉1894	
13 〈判読不能〉■〔隆カ〕五拾九年甲寅八月十日宮城■■■■〔筑登之カ〕宮里筑〔判読不能〕/嫡子宮里筑登之親雲上洗骨	〈1〉宮里筑登之親雲上	経塚南小島原62号墓	—	1794?	
14 嘉慶〔判読不能〕月■日洗骨仕候事かめ宮里	〈1〉かめ宮里	経塚南小島原62号墓	—	〈1〉1796~1820	
15 嘉慶十七年壬申二月十日洗骨仕候事松宮里	〈1〉松宮里	経塚南小島原62号墓	—	1812	
16 大清嘉慶十一年丙子九月十三日骨洗宮里筑登之親雲上/大清嘉慶二十一年丙子九月十三日宮里筑登之親雲上洗骨	〈1〉宮里筑登之親雲上	経塚南小島原62号墓	—	1816	
17 道光拾四年辛卯七月七日洗骨嫡子童名亀宮城にや宮里にや/同貳拾壹年寅八月廿七日洗骨亀宮里	〈1〉宮里にや(亀)〈2〉亀宮里	経塚南小島原62号墓	—	〈1〉1834 〈2〉1841	
18 〈蓋)口/口大清咸豐七年丁巳子二月六日五代宮城里筑登之洗骨/道光五年乙酉八月二十八日/洗骨四代宮城筑登之親雲上妻但女子鍋/道光二十三年丁■八月■九日洗骨/道光二十三年丁卯八月廿九日洗骨嫡子宮城筑登之但男子まつ(身)道光五年乙酉八月二十八日/洗骨四代宮城筑登之親雲上妻/■■■女子鍋	〈1〉宮城里筑登之〈2〉宮城筑登之親雲上妻(鍋)〈3〉宮城筑登之(まつ)	経塚南小島原62号墓	—	〈1〉1843 〈2〉1825 〈3〉1843	□は記号「宮城里筑登之」は原文ママNo.19と被葬者が一致
19 道光貳拾三年丁卯/八月■廿九日洗骨/三代宮里筑登之親雲上/宮里筑登之親雲上男子入■■■〔候付カ〕/但女子加末/道光五年乙酉八月洗骨四代/宮里筑登之親雲上妻但上間之女/鍋/道光二十三年丁卯八月廿九日/洗骨嫡子宮城里筑登之但男子まつ	〈1〉宮里筑登之親雲上 〈2〉宮里筑登之親雲上妻(上間之女、鍋)〈3〉宮里筑登之(まつ)	経塚南小島原62号墓	—	〈1〉1843 〈2〉1825 〈3〉1843	No.18と被葬者が一致
20 〈蓋)■■■〔+、〕道光貳拾九年己酉九月廿七日洗骨宮里筑登之/父母(身)道光貳拾九年己酉九月/廿七日洗骨宮里筑登之/父母	〈1〉〈2〉宮里筑登之父母	経塚南小島原62号墓	—	〈1〉〈2〉1849	■■〔+、〕は記号
21 咸豐貳年子三月十日當■■〔歳カ〕五十/同咸豐六/年■■■月/廿八日上城村/■■■宮城筑登之親雲上/宮里筑登之親雲上/次男宮城筑登之/宮里筑登之-/之洗骨	〈1〉宮里筑登之親雲上 次男宮里筑登之	経塚南小島原62号墓	1852?	1856	
22 〈蓋)宮城宮里筑登之女子呉勢/咸豐九年戊辰八月四日死去同治六年七月七日洗骨宮城筑登之宮里筑登之女子呉勢(身)道光拾八年/〔判読不能〕/宮■■筑登之	〈1〉宮里筑登之女子呉勢 〈2〉宮■■筑登之	経塚南小島原62号墓	〈1〉1859 〈2〉1839?	〈1〉1867 〈2〉1839?	
23 次男宮里筑登之嫡子牛宮里/咸豐九年己未六月〔判読不能〕/三■■宮城〔判読不能〕/宮城■■	〈1〉牛宮里	経塚南小島原62号墓	1859?	1859?	
24 光緒十七年/卯九月■■■〔洗骨カ〕/嫡子牛宮里/嫡子松宮里	〈1〉牛宮里〈2〉松宮里	経塚南小島原62号墓	〈1〉〈2〉1891?	〈1〉〈2〉1891?	

- 1 本論では厨子銘という用語は用いず、基本的には歴史・民俗語彙である「銘書」を用いるものとする。ただし、引用元で「厨子銘」が用いられている場合はこの限りではない。
- 2 近世琉球期において首里・那覇を町方（まちかた）と呼ぶのに対して、それ以外の地域は地方（じかた）と呼ばれた。本論では以降、特に断りの無い限り「地方」は「じかた」と読ませる。
- 3 沖縄県地域史協議会編『シンポジウム南島の墓 沖縄の葬制・墓制』沖縄出版1989、pp.117
- 4 平敷令治1985「沖縄の墓誌」成城大学民俗学研究所編『民俗学研究所紀要』第9集、pp.51-80
- 5 萩尾俊章「沖縄の墓誌に関する調査覚書」沖縄県教育委員会編『文化課紀要』17号、pp.29-44、2001
- 6 代表的なものに、高良倉吉「玉御殿の石厨子銘書について」沖縄県沖縄史料編集所編『沖縄史料編集所紀要』第9号1984、同「伊は名玉御殿をめぐる諸相」『沖縄の宗教と民俗—窪徳忠先生沖縄調査20年記念論文集—』第一書房1988、田名真之「玉城朝薫墓（遷土名家墓）の人々」浦添市教育委員会『玉城朝薫の墓調査報告書』第2節1989、北條真

- 子・新里まゆみ・佐伯信之「『伊是名家』墓出土の厨子銘書と家譜－「松川家（尚姓）」の系図復元をめざして－」浦添市立図書館編『浦添市立図書館紀要』15号、2004
- 7 鈴木悠「屋嘉比朝寄とその家族について」浦添市教育委員会『よのつち』第9号、pp.15-24、2013
- 8 浦添市教育委員会1997『伊祖の入め御拝領墓の厨子甕と被葬者－近世墓の考古学的調査による家族復元－』、浦添市教育委員会2006『比嘉門中墓の家族史－家族の数だけ歴史がある－・比嘉門中墓の調査概要』
- 9 浦添市教育委員会が発掘調査報告書で報告している厨子だけでも750点を超える。
- 10 例えば古琉球期の王府官人の子孫がそのまま士族身分になったわけではなく、一部は地方に残り百姓身分となった事例として「たまくすくの大やこ」とその子孫の例があげられる。詳細は高良倉吉「古琉球辞令書の形式について」沖縄史料編集所編『沖縄史料編集所紀要』第3号、1978参照。
- 11 前掲平敷1985
- 12 銘書の判読は本論執筆にあたって筆者が追加調査を行った。ちなみに「𠩺人」という表記は1つの厨子に複数人が収められている場合に記される。管見の限りでは、石厨子以外にこの表現が使われたものはない。なお、「/」は改行。「■」は判読不能の文字を表す。
- 13 ただし、この墓が家族墓・門中墓・村墓のいずれに該当するかは不明。
- 14 経塚南小島原の発掘調査報告書は2014年3月に発行予定。
- 15 管見の限り女性配偶者を「女房」と表現するのは康熙年間から乾隆前期に至る時期の銘書の特徴である。以降、「女房」は「妻」へと変化していくが、その背景には「服制」もしくは「系図」の記載が影響しているか。今後検討すべき課題のひとつである。
- 16 その他の解釈としては我謝筑登之親雲上と小樽我謝の2名が収められている、もしくは父である我謝筑登之親雲上（名前は小樽）の1名が収められていると解釈することもできる。ちなみに、小樽我謝の小樽とはいわゆる「童名」であり我謝は姓である。姓名が逆転して表記されているのは、無位階の人物が公文書に記録される場合「名＋姓」の形を取るためである。
- 17 大山上江家古墓からは康熙32年（1693）に死去した宮城掟親雲上を同38年（1699）に「ふり切川墓」へ移した旨を記した石厨子が出土している。宜野湾市教育委員会2011『市内埋蔵文化財調査報告書2』参照。
- 18 蓋8点の内訳は石厨子1点、ボージャー6点、マンガン1点。身12点の内訳は石厨子1点、ボージャー厨子6点、宮古式土器2点、沖縄産無釉陶器3点である。
- 19 身については石厨子と宮古式土器1点に銘書がある。それぞれ、墨書が薄れていて判読が困難だが、石厨子に「故妙…山/■…」宮古式土器に「故/男かまら/■■■■/父」と記されている。両者とも仕立てられた年代も不明で、被葬者について限定的な情報しか得られないため本論では考察の対象から除外した。
- 20 一部に不鮮明な箇所があり、場合によっては筑登之親雲上と書かれている可能性もある。
- 21 なぜ、近代に入ってから被葬者を追加したのかは不明。ただし、同じく浦添市内に所在する玉城朝薫（邊土名家）の墓の厨子にも同年代に被葬者の追加が行われており、その理由として血筋を意識した墓内の整理が行われた可能性が指摘されている。同墓も同様の理由で被葬者の追加が行われた可能性がある。
- 22 例えば、那覇市の崎山古墓群からは「宣統四年」と記された銘書が出ている。那覇市教育委員会2001「首里崎山古墓群」参照。

〈引用・参考文献〉

- 浦添市教育委員会 1997『伊祖の入め御拝領墓の厨子甕と被葬者－近世墓の考古学的調査による家族復元－』
- 浦添市教育委員会 2006『比嘉門中墓の家族史－家族の数だけ歴史がある－・比嘉門中墓の調査概要』
- 浦添市教育委員会 2008『当山世利原古墓群 当山宗地原近世墓群 世利原の近世墓－浦添大公園整備事業に伴う発掘調査報告書』
- 浦添市教育委員会 2013『勢理客城門原古墓群』
- 浦添市教育委員会 2013『前田・経塚近世墓群4 経塚子の方原』
- 浦添市教育委員会 2014（予定）『前田・経塚近世墓群5 経塚南小島原』
- 沖縄県地域史協議会 1989『シンポジウム 南島の墓 沖縄の葬制・墓制』沖縄出版

高良倉吉 1989『琉球王国史の課題』ひるぎ社

萩尾俊章 2001「沖縄の墓誌に関する調査覚書」沖縄県教育委員会編『文化課紀要』17号、pp.29-44

平敷令治 1985「沖縄の墓誌」成城大学民俗学研究所編『民俗学研究所紀要』第9集、pp.51-80

平敷令治 1995『沖縄の祖先祭祀』第一書房

北條真子・新里まゆみ・佐伯信之「「伊是名家」墓出土の厨子銘書と家譜－「松川家（尚姓）」の系図復元をめざして－」浦添市立図書館編『浦添市立図書館紀要』15号 2004

